

## 第3部 風水害応急対策計画

- 第1章 動員配備・応急活動体制
- 第2章 救助法の適用
- 第3章 自衛隊災害派遣要請
- 第4章 広域応援要請
- 第5章 要員確保
- 第6章 ボランティアの活動支援
- 第7章 気象情報等の収集伝達
- 第8章 被害情報等の収集伝達
- 第9章 災害広報
- 第10章 避難対策
- 第11章 救助・救急活動
- 第12章 医療救護活動
- 第13章 要配慮者への配慮
- 第14章 給水活動
- 第15章 食料の供給
- 第16章 生活物資の供給
- 第17章 災害義援金品の受付・配分
- 第18章 被災者相談
- 第19章 住宅対策
- 第20章 文教対策
- 第21章 行方不明者の捜索、遺体の処理、埋・火葬
- 第22章 水防活動
- 第23章 消防活動
- 第24章 災害警備
- 第25章 交通対策
- 第26章 緊急輸送
- 第27章 防疫、保健衛生対策
- 第28章 清掃対策
- 第29章 ライフライン施設の応急対策
- 第30章 交通施設の応急対策
- 第31章 二次災害の防止

本計画は、風水害時に市及び防災関係機関が実施するさまざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒または発生直後から2日目まで
応急復旧期	3日目から7日目まで
復旧復興期	8日目以降

# 第1章 動員配備・応急活動体制

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 職員の動員配備	第1項 設置・配備基準	●			総務班、各班
	第2項 廃止基準			●	
第2節 災害警戒準備本部体制	第1項 設置場所	●			総務班、救助班、教育施設班
	第2項 組織	●			
	第3項 編成と所掌事務	●			
	第4項 意思決定権者代理順位	●			
	第5項 参集体制	●			
	第6項 災害対策本部体制への移行	●			
第3節 災害警戒本部体制	第1項 設置場所	●			総務班、各班
	第2項 組織	●			
	第3項 編成と所掌事務	●			
	第4項 意思決定権者代理順位	●			
	第5項 参集体制	●			
	第6項 災害対策本部体制への移行	●			
第4節 災害対策本部体制	第1項 設置場所	●			総務班、各班
	第2項 組織	●			
	第3項 編成	●			
	第4項 本部各班の分掌事務及び要員	●			
	第5項 意思決定権者代理順位	●			
	第6項 参集体制	●			
	第7項 現地災害対策本部の設置	●			

方針	<p>災害の発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市対策本部等の設置基準、職員の動員配備及び応急活動体制を定め、災害発生時にはこれに従って市対策本部等の設置、職員の動員配備及び応急活動を行う。</p>
----	--

※職員初動マニュアルを参照すること。

## 第1節 職員の動員配備

実施担当	総務班、各班
------	--------

### 第1項 設置・配備基準

市の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害またはおそれの程度に応じ、以下に示すとおり災害警戒準備本部または災害警戒本部、市対策本部を設置し、各配備体制をとる。

#### ■ 配備体制

	配備体制	設置・配備基準	配備要員
災害警戒準備本部	警戒準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部設置基準を満たさないが、災害対応に何らかの準備が必要と本部長（総務部長）が判断したとき</li> </ul>	市災害警戒準備本部組織表による
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市に気象警報が発表されたとき、または市内に災害の発生が予想されるとき</li> </ul>	市災害警戒本部組織表による

災害対策本部	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太宰府市に気象警報が発表され、市内に比較的軽微な規模の災害が発生したとき、または災害の発生が必至となったとき</li> </ul>	市対策本部動員配備表による
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に相当規模の災害が発生し、または災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき</li> <li>・救助法が適用されたとき</li> </ul>	
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に特別警報が発表されたとき</li> <li>・市全域に災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大なとき、または大規模な災害の発生、または大規模な災害を免れないと予想される時</li> </ul>	

※上記に記載された気象警報とは、第7章「第1節予警報等の種類・基準等」に記載された気象警報を指す。

上記の基準によるほか、市長が必要と認めるときは、その程度に応じ、各配備体制をとる。市対策本部及び警戒本部を設置したときには、直ちに県及び消防本部に報告する。

## 第2項 廃止基準

市対策本部及び警戒本部は、災害の危険が解消し、または災害の応急対策が完了したと本部長が認めたときに廃止する。

市対策本部及び警戒本部を廃止したときは、県及び消防本部に報告する。

## 第2節 災害警戒準備本部体制

実施担当	総務班、救助班、教育施設班
------	---------------

災害警戒本部設置基準を満たさないが、災害対応に何らかの準備が必要と本部長（総務部長）が判断したとき、災害警戒準備体制をとる。

### 第1項 設置場所

災害警戒本部は、原則として「庁議室」に設置する。

### 第2項 組織

本部長	総務班長（総務部長）
本部要員	救助班長（健康福祉部長）、教育施設班長（教育部長）、総務班副班長（総務課長、防災安全課長）、総務部統括マネージャー
事務局	防災安全課職員

### 第3項 編成と所掌事務

#### 1. 警戒配備体制

警戒準備体制は、本部要員及び事務局職員とし、次の措置を講ずる。

- 1) 気象に関する情報の収集 <責任者：総務班長>  
 総務班副班長（防災安全課長）は、速やかに防災安全課内の県防災ネットワーク端末等を利用して気象予報情報の収集を行う。
- 2) 自主避難所開設の判断 <責任者：総務班長>  
 気象予報情報により、自主避難所の開設を判断し、開設及び開設の情報提供時間を決定する。
- 3) 自主避難所開設の準備 <責任者：救助班長、教育施設班長>  
 自主避難所の開設決定を受け、開設準備を行う。
- 4) 必要に応じての災害対応への準備 <責任者：総務班長>

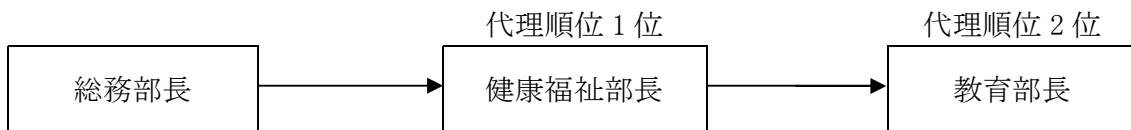
## 2. 警戒準備本部会議

本部長（総務部長）は、必要に応じて本部要員を招集し、警戒準備本部会議を開催する。会議は、原則として3階庁議室で行う。

## 第4項 意思決定権者代理順位

災害警戒準備本部の設置及び指揮は、総務部長（本部長）が行うが、やむを得ない事情があるときは、次の順位に基づきこれを代行する。

### ■代理順位



## 第5項 参集体制

参集については、総務班長（総務部長）が自主避難所開設等の災害対応への準備活動内容や災害発生気象の到来予想日時、避難時間、日没時刻等を考慮して参集日時を決定し、警戒準備配備体制の職員の参集を行う。

## 第6項 災害警戒本部体制への移行

気象警報が発表されたとき、または市内に災害の発生が予想されるときは災害警戒本部への移行措置をとる。

## 第3節 災害警戒本部体制

実施担当	総務班、各班
------	--------

市に気象警報が発表されたとき、または市内に災害の発生が予想されるときは、災害警戒本部を設置し、警戒配備体制をとる。

### 第1項 設置場所

災害警戒本部は、原則として「庁議室」に設置する。

### 第2項 組織

本部長	総務部長
本部要員	全部長（局長および理事）、税務課長、上下水道施設課長、総務課長、総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴広報担当課長兼シティプロモーション担当課長、地域コミュニティ課長、防災安全課長、総務部統括マネージャー
あらかじめ指名された職員	管財課長、税務課歴史と文化の環境税推進係長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、上下水道班長指名職員、経営企画課長、文書情報課長、会計課長、議事課長、人権政策課長、監査委員事務局長、納税課長、福祉課長、生活支援課長、市民課長、環境課長、社会教育課長、社会教育課教育施設整備担当課長、学校教育課長、学校教育課指導主事、文化財課長、文化学習課長、スポーツ課長
事務局	防災安全課防災対策係長、防災安全課防犯安全係長、総務課庶務法制係長、防災安全課防災専門官、防災安全課防災対策係員、防災安全課防犯安全係員

### 第3項 編成と所掌事務

設置基準に基づき、警戒配備体制をとる。

#### 1. 警戒配備体制

警戒配備体制は、本部要員、あらかじめ指名された職員及び事務局職員とし、次の措置を講ずる。

ただし、本部長は気象情報及び雨量予測等の状況により、警戒配備体制を縮小または増強することができる。

1) 気象に関する情報の収集 <責任者：総務班長>

総務班の本部要員は、速やかに防災安全課内の県防災ネットワーク端末等を利用して気象情報の収集を行う。

2) 現地調査 <責任者：建設復旧班長>

建設復旧班は、2人1組で随時要警戒箇所の状況確認を行う。

なお、必要人員等については、本部長と協議の上人員を確保する。

3) 被害状況の把握 <責任者：情報収発班長>

各班から報告を受け、被害状況の把握を行う。

4) 状況に応じた応急対策の準備 <責任者：総務班長>

5) 上記以外の本部要員等は、本部長の指示により行動する。

## 2. 警戒本部会議

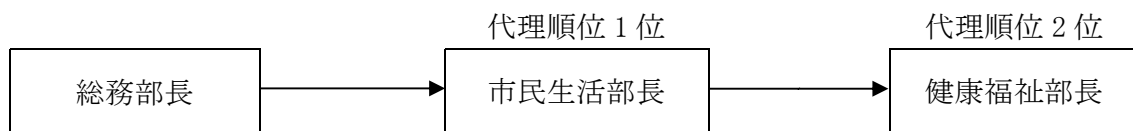
本部長（総務部長）は、必要に応じて本部要員を招集し、警戒本部会議を開催する。会議は、原則として3階庁議室で行う。

## 第4項 意思決定権者代理順位

災害警戒本部の設置等の際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の意思決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は速やかに所定の意思決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

### ■代理順位



## 第5項 参集体制

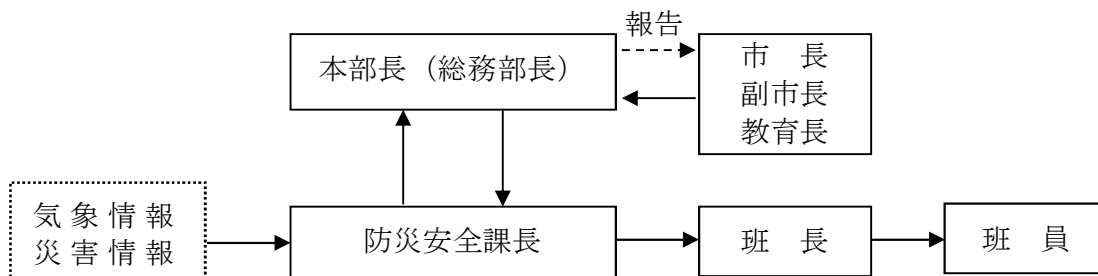
災害警戒本部の設置・配備基準に従い、警戒配備体制の職員は、勤務時間の内・外にかかわらず、庁議室に参集する。

また、施設管理者の職員は、当該管理施設に直行し、被害状況を災害警戒本部に報告する。

## 1. 勤務時間内

勤務時間内に各気象警報が発令された場合は、職員初動マニュアルの動員配備表に基づいて庁内放送、口頭、内線電話等で参集の連絡を行う。

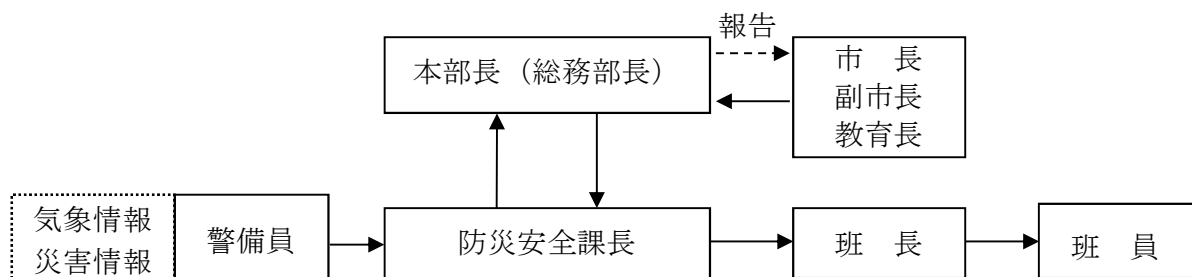
### ■勤務時間内の連絡系統



## 2. 勤務時間外（夜間、休日等）

原則的に各気象警報が発令された場合は自主参集としているが、警備員は、夜間及び休日において各気象警報が発令された場合は、必要に応じて電話連絡を行う。

### ■勤務時間外（夜間、休日等）の連絡系統



## 3. 市長への報告

本部長（総務部長）は、状況及び今後の予測等を必要に応じて市長に報告する。

## 第6項 災害対策本部体制への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合、本部長（総務部長）は、速やかに市長にその旨を報告し、市対策本部体制への移行措置をとる。

また、災害警戒本部体制から市対策本部体制への移行において、夜間・休日等勤務時間外の場合は、既に市庁舎に参集している災害警戒本部要員等により、職員への連絡を行う。

## 第4節 災害対策本部体制

実施担当	総務班、各班
------	--------

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき（原則として、第1節の設置基準による）は、市長は、基本法第23条の2に基づき市対策本部を設置する。

また、市長は、必要に応じて現地災害対策本部の設置を行う。

市対策本部の組織及び編成は、太宰府市災害対策本部条例に定めるところによる。

※災害対策本部マニュアルを参照すること。

資料編：1-1 太宰府市災害対策本部条例

### 第1項 設置場所

市対策本部は、原則として「市役所3階」に設置する。

ただし、市庁舎が被災等により使用不可能な場合には、代替施設として、いきいき情報センターまたはプラム・カルコア太宰府（中央公民館）等を状況に応じて使用する。

### 第2項 組織

本部員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

#### ■組織と役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	班長	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
	副班長	○ 班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。
	班員	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

## 第3項 編 成

市対策本部の設置後、直ちに第1 配備体制以上の体制をとる。

### 1. 本部会議

本部長（市長）は、必要に応じて下記の者を招集し、本部会議を開催する。

- 副本部長、班長及び班長代理、副班長
- 消防署の職員、消防団の団長
- その他本部長が必要と認める者

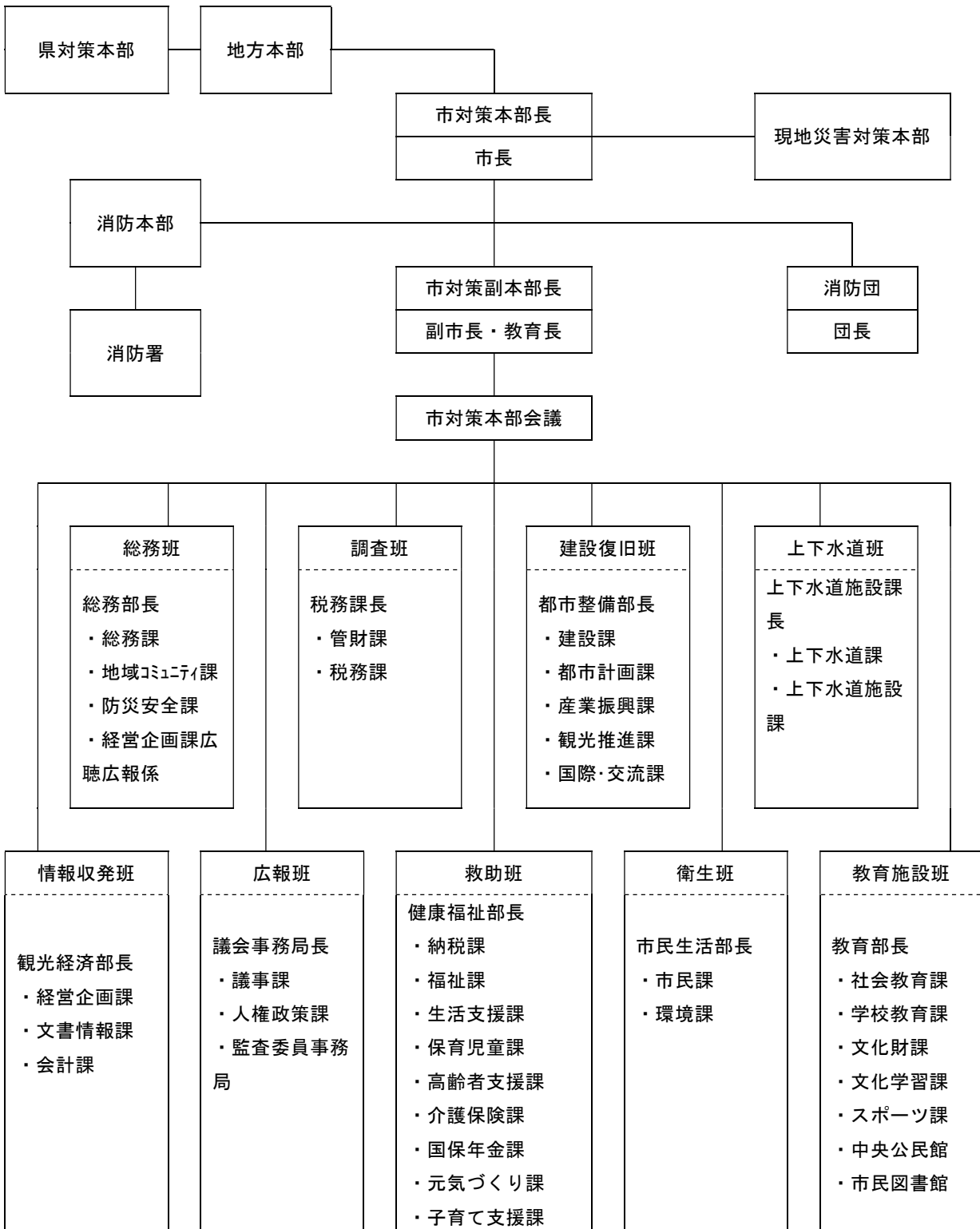
#### ■本部会議の概要

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部設置後</li> <li>○ その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の編成図、動員配備表を参照
事 務 局	○ 総務班
協 議 事 項	<p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の報告</li> <li>○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況</li> <li>・応急措置状況</li> <li>・要請状況</li> </ul> </li> <li>○ 各班の対応状況、問題点報告</li> <li>○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討</li> <li>○ 市の体制検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>・配備態勢の切替</li> <li>・班間の人員等の調整</li> <li>・応急対策に要する予算、資金調達</li> <li>・本部の廃止</li> </ul> </li> <li>○ 外部への応援要請等の検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の災害派遣要請要求</li> <li>・県、他市町及び関係機関、団体への応援要請</li> <li>・国、県への要望、陳情等</li> </ul> </li> <li>○ 重要事項の検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令、警戒区域の設定</li> <li>・救助法の適用申請</li> <li>・激甚災害の早期指定要望</li> </ul> </li> <li>○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討</li> </ul>

## 2. 班

応急対策等の実施を推進するため、市対策本部には、あらかじめ指名された本部員を班長及び副班長とする各班を設ける。

### ■市対策本部の編成図



■市対策本部・動員配備表

(本部長) 市長		(副本部長) 副市長、教育長		
班名	班長	副班長	関係課	第一配備体制
総務班	総務部長	総務部経営企画 担当理事 総務課長 地域コミュニティ課長 総務課秘書担当課 長 兼 経営企画課 広聴広報担当課長 兼 シティプロモーション担 当課長 防災安全課長	総務課 防災安全課 地域コミュニティ課 経営企画課広聴 広報係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班長</li> <li>・各副班長</li> <li>・総務班 関係課全職員</li> </ul>
調査班	税務課長	管財課長 税務課歴史と文化 の環境税推進係長	管財課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査班 関係課全係長</li> </ul>
建設復旧班	都市整備部長	都市整備部理事 建設課長 都市計画課長	建設課 都市計画課 産業振興課 観光推進課 国際・交流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設復旧班 都市整備部総括 産業振興課長 観光推進課長 関係課全係長</li> </ul>
上下水道班	上下水道施設 課長	上下水道課長 班長指名職員	上下水道課 上下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道班 関係課全係長 上下水道施設課業務係員</li> </ul>
情報収発班	観光経済部長	観光経済部理事 経営企画課長 文書情報課長 会計課長	経営企画課 文書情報課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収発班 関係課全職員</li> </ul>
広報班	議会事務局長	議事課長 人権政策課長 監査委員事務局長	議事課 人権政策課 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報班 関係課全職員</li> <li>・救助班 関係課全職員 (保健師・保育士の一部除く)</li> </ul>
救助班	健康福祉部長	健康福祉部理事 納税課長 福祉課長 生活支援課長	納税課 福祉課 生活支援課 保育児童課 高齢者支援課 介護保険課 国保年金課 元気づくり課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生班 関係課全係長</li> <li>・教育施設班 関係課全職員</li> </ul>
衛生班	市民生活部長	市民課長 環境課長	市民課 環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他各班長が必要と認 める職員</li> </ul>

教育施設班	教育部長	教育部理事 社会教育課長 社会教育課教育施設整備担当課長 学校教育課長 学校教育課指導主事 文化財課長 文化学習課長 スポーツ課長	社会教育課 学校教育課 文化財課 文化学習課 スポーツ課 中央公民館 市民図書館	
消防団	団長	副団長	全団員（出動要請により対応する）	

- ★ 第2 配備体制
  - ・各班長・各副班長・各課長・参事
  - ・各係長・その他各班長が必要と認める職員
- ★ 第3 配備体制
  - ・全職員、会計年度任用職員（フルタイム）

## 第4項 本部各班の分掌事務及び要員

各班の分掌事務及び要員は次のとおりとする。

### ■各班の分掌事務及び要員

班名、班長 担当課	分 掌 事 務
総務班 [班長] 総務部長 [担当課] ① 総務課 ② 地域コミュニティ課 ③ 経営企画課広聴広報係 ④ 防災安全課	① 気象予報・警報など情報の収集・連絡に関する事 ② 災害の予防及び応急対策の総合調整、各班との連絡に関する事 ③ 本部会議に関する事 ④ 災害救助法の運用に関する事 ⑤ 自衛隊の派遣要請に関する事 ⑥ 災害救助費の出納に関する事 ⑦ 災害対策に要する物資の購入に関する事 ⑧ 他の公共団体との連絡に関する事 ⑨ 消防署及び消防団活動の調整及び協力要請に関する事 ⑩ 時間外における電話対応に関する事 ⑪ 水防資機材の点検・整備・確保に関する事 ⑫ 市のホームページによる住民への周知に関する事 ⑬ 新聞・テレビ・市政だより等による住民への周知に関する事 ⑭ 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整に関する事 ⑮ 自治会長との連絡調整に関する事 ⑯ ボランティア活動の受け入れ体制に関する事 ⑰ 協定避難所の開設にかかる連絡調整に関する事。 ⑱ その他、災害に関する事務で他班の所管に属さないものの処理に関する事
調査班 [班長] 税務課長 [担当課] ① 管財課 ② 税務課	① 人的被害(家屋等)の被害状況調査に関する事 ② ライフライン等の被害状況調査に関する事 ③ 被災者相談窓口の設置に関する事 ④ 公共施設の被害状況の集約と災害復旧の総合調整及び仮設住宅の建設に関する事 ⑤ 公営住宅の被害状況調査及び災害復旧に関する事 ⑥ 必要車両等の確保及び調整に関する事 ⑦ 災害対策従事者への食料に関する事

班名、班長 担当課	分 掌 事 務
建設復旧班 [班長] 都市整備部長 [担当課] ① 建設課 ② 都市計画課 ③ 産業振興課 ④ 観光推進課 ⑤ 国際・交流課	①河川・公共土木施設・道路・橋梁の被害状況調査に関するこ と ②災害応急処置に関すること ③水防活動に関すること ④交通対策に関すること ⑤被災者救出のための機械器具等の借上げ及び手配に関するこ と ⑥生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること ⑦商工業関係の被害状況調査に関すること ⑧農林水産関係の被害状況調査に関すること ⑨土砂・流木・廃材等の仮置場の確保及び処理に関すること ⑩災害時における危険物の処置に関すること
上下水道班 [班長] 上下水道施設課長 [担当課] ① 上下水道課 ② 上下水道施設課	①水質の管理に関すること ②上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ③上下水道施設の災害予防・応急復旧資機材の点検・整 備・確保に関すること ④災害時の供給計画及び応急給水に関すること
情報収発班 [班長] 観光経済部長 [担当課] ① 経営企画課 ② 文書情報課 ③ 会計課	①災害情報通信手段の確保に関すること ②住民からの被害情報の収集・整理及び各班、関係機関等 への連絡に関すること ③被害状況の記録、集計に関すること
広報班 [班長] 議会事務局長 [担当課] ① 議事課 ② 人権政策課 ③ 監査委員事務局	①気象情報（特別警報・警報・注意報）の住民周知・広報 に関すること ②住民への自主避難及び避難勧告の伝達・周知に関するこ と ③広報活動における連絡、調整に関すること

班名、班長 担当課	分 掌 事 務
<p>救助班 [班長] 健康福祉部長 [担当課]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 納税課</li> <li>② 福祉課</li> <li>③ 生活支援課</li> <li>④ 保育児童課</li> <li>⑤ 高齢者支援課</li> <li>⑥ 介護保険課</li> <li>⑦ 国保年金課</li> <li>⑧ 元気づくり課</li> <li>⑨ 子育て支援課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①救助に必要な調査、連絡に関する事</li> <li>②救援物資(被服、寝具等の生活必需品)の確保・輸送・配分に関する事</li> <li>③福祉施設の被害状況調査及び応急処置に関する事</li> <li>④避難所の開設、連絡及び炊き出し等に関する事</li> <li>⑤避難誘導(伝達・連絡・移送)に関する事</li> <li>⑥医療救護、助産に関する事</li> <li>⑦医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事</li> <li>⑧感染症の予防に関する事</li> <li>⑨避難者(要配慮者)の健康状態調査及び指導に関する事</li> <li>⑩被災者の応急住宅対策(一時的な公営住宅等の空き家住宅及び仮設住宅の確保)に関する事</li> <li>⑪災害弔慰金(見舞金)の支給に関する事</li> <li>⑫義援金品(見舞金)の募集及び受付、管理配分に関する事</li> <li>⑬被災者の救出に関する事</li> <li>⑭避難行動要支援者の避難支援に関する事</li> <li>⑮その他、被災者の救済に関する事</li> </ul>
<p>衛生班 [班長] 市民生活部長 [担当課]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民課</li> <li>② 環境課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境・衛生施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事</li> <li>②清掃作業に関する事</li> <li>③死亡者の措置及び埋葬に関する事</li> <li>④被災地の防疫に関する事</li> <li>⑤その他、衛生に関する事</li> </ul>
<p>教育施設班 [班長] 教育部長 [担当課]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育課</li> <li>② 学校教育課</li> <li>③ 文化財課</li> <li>④ 文化学習課</li> <li>⑤ スポーツ課</li> <li>⑥ 中央公民館</li> <li>⑦ 市民図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育施設及び学童保育所施設の被害状況調査及び応急処置に関する事</li> <li>②社会教育施設の被害状況調査及び応急処置に関する事</li> <li>③史跡・文化財の被害状況調査及び応急措置に関する事</li> <li>④関係施設(教育施設等)での避難所の開設・連絡に関する事</li> <li>⑤児童・生徒等の避難に関する事</li> <li>⑥応急教育施設整備の実施・確保に関する事</li> <li>⑦教科書その他学用品の調達及び配給に関する事</li> <li>⑧学校給食に関する事</li> </ul>
<p>消防団 団長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市対策本部長からの協力要請に関する事</li> <li>②消防団活動に関する事</li> </ul>

※各班は、本部長指示を受け流動的に動く場合がある。

■太宰府市防災拠点機能

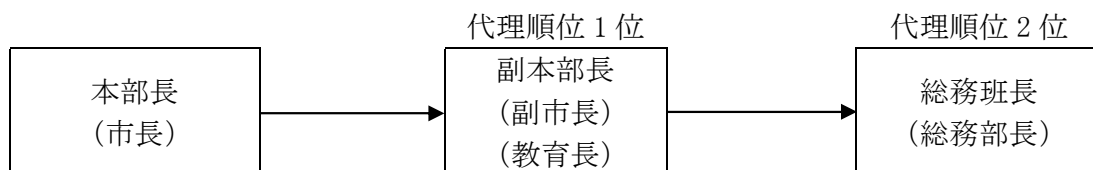
対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	本庁舎（市役所3階） ※建物破損等の場合は本部長（市長）の判断により代替施設へ移設する ・いきいき情報センター、中央公民館等
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊集結地	状況に応じて指定
	災害ボランティアセンター	いきいき情報センター2F
医療救護	地域災害医療情報センター	保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所
	地域災害拠点病院	国立病院機構九州医療センター（全県）
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次)九州自動車道、国道3号 (2次)筑紫野古賀線
	物資集配拠点	太宰府市役所
	臨時ヘリポート	第3章第4節参照
避難対策	指定避難所	第10章第2節参照
災害時 要配慮者対策	福祉避難所	第10章第2節参照
生活救援	市備蓄倉庫	太宰府市役所
	給水拠点	指定避難所
	炊き出し場所	指定避難所
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	仮設住宅の建設用地	状況に応じて指定
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防（資機材）倉庫	市役所、松川運動公園

## 第5項 意思決定権者代理順位

市対策本部の設置等の際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の意思決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の意思決定権者にこれを報告しその承認を得る。

### ■代理順位



## 第6項 参集体制

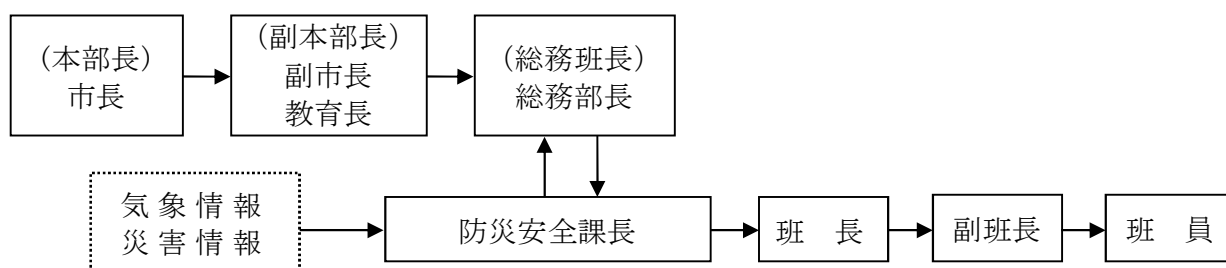
市対策本部の設置・配備基準に従い、第1配備・第2配備・第3配備体制の職員は、勤務時間の内・外にかかわらず、市役所庁舎に参集する。

また、施設管理者の職員は、当該管理施設に直行し、被害状況を市対策本部に報告する。

### 1. 勤務時間内

勤務時間内に風水害による災害が発生した場合は、または発生するおそれがある場合においては、職員初動マニュアルの動員配備表に基づいて庁内放送、内線電話等で参集の連絡を行う。

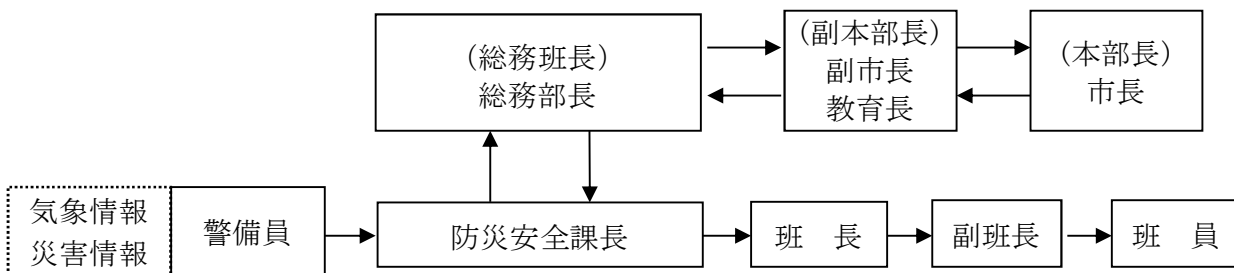
### ■勤務時間内の連絡系統



### 2. 勤務時間外（夜間、休日等）

原則的に各気象警報が発令された場合は自主参集としているが、警備員は、夜間及び休日において風水害による災害が発生した場合は、または発生するおそれがある場合においては、必要に応じて電話連絡を行う。

■勤務時間外（夜間、休日等）の連絡系統



第7項 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）は、現地において必要と認めるときは、当該市対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

現地市対策本部には、現地市対策本部長（副市長）及び現地市対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長（市長）が指名する者をもってこれに充てる。

現地市対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。



## 第2章 救助法の適用

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	救助法の適用基準	●			総務班
第2節	救助法の適用手続	●			総務班
第3節	救助法による救助の実施				
	第1項 実施責任者	●			総務班
	第2項 救助の種類	●			

方針	救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行う。
----	---

### 第1節 救助法の適用基準

実施担当	総務班
------	-----

救助法は、市からの被害情報に基づき、県が適用する。

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。

本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

#### ■本市における救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市内 40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市内多数 ※1	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※2	第1項第3号
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	※3	第1項第4号

※1、2 内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。

※3 内閣府令の定める基準に該当することによる。

注) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

## 第2節 救助法の適用手続

実施担当	総務班
------	-----

### 1. 適用申請

本部長（市長）は、市域における災害による被害の程度が救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込がある場合は、直ちにその状況を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。

また、前節「救助法の適用基準」の(3)～(5)の状態、被災者が現に救助を要するときは、救助法の適用を申請しなければならない。

適用申請に当たっては、次に掲げる事項について口頭、電話またはファックスをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

#### ■救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

なお、救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

### 2. 適用申請の特例

本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助法による救助に着手し、その状況について直ちに情報提供を行う。その後の措置については、県知事の指示を受けなければならない。

## 第3節 救助法による救助の実施

実施担当	総務班
------	-----

### 第1項 実施責任者

救助法の実施責任者は原則として県知事であるが、救助を迅速かつ的確に行うため、市長は、救助の実施に関する職権の一部をあらかじめ委任されている。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助する。

### 第2項 救助の種類

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

なお、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、県防災計画（救助法による救助内容）及び福岡県救助法施行細則による。

#### ■救助の種類

実施者	救助の種類
県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与</li> <li>○ 仮設住宅の供与</li> <li>○ 医療及び助産</li> </ul>
市長 (県知事より委任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の供与</li> <li>○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給</li> <li>○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与</li> <li>○ 被災者の救出</li> <li>○ 被災住宅の応急修理</li> <li>○ 学用品の給与</li> <li>○ 遺体の捜索及び処理</li> <li>○ 埋葬</li> <li>○ 障害物の除去</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">(災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)</p>

## 第3章 自衛隊災害派遣要請

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	災害派遣要請の要件	●			総務班
第2節	派遣の要請種類	●			総務班
第3節 県知事への派遣要請依頼等	第1項 派遣要請依頼	●			総務班
	第2項 撤収要請依頼	●	●		
	第3項 意思決定権者代理順位	●			
第4節 派遣部隊の受け入れ体制	第1項 受け入れ体制の整備	●			総務班
	第2項 使用資器材の準備	●			
	第3項 経費の負担区分	●	●		
	第4項 ヘリポートの準備	●			

方針	災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順及び必要事項等を明らかにし、応急対策に万全を期する。
----	---

### 第1節 災害派遣要請の要件

実施担当	総務班
------	-----

市長は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

#### ■災害派遣要請の要件

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性：災害の発生が迫り、予防措置が急を要する等、差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

## 第2節 派遣の要請種類

実施担当	総務班
------	-----

### 1. 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）

- 1) 天災地変その他の災害に際して、県知事等が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合の、県知事等からの部隊等の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認められる場合の救援のための部隊等の派遣。
- 2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの、1) の要請を待たない部隊等の派遣。

### 2. 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

### 3. 予防派遣（防衛庁訓令）

災害派遣の要請を受け、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合における、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

#### ■派遣要請の種類と活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	県知事等から要請があったとき、または指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
被災者の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。
消火活動	利用可能な消火、防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、市等の提供するものを使用する。

項目	活動内容
道路または水路の 応急啓開	道路または水路が損壊し、もしくは障害物がある場合、それらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常県、市の提供を受けて使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる者について行う。
炊飯または給水の支援	特に要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯または給水の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第3節 県知事への派遣要請依頼等

実施担当	総務班
------	-----

### 第1項 派遣要請依頼

本部長（市長）が、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

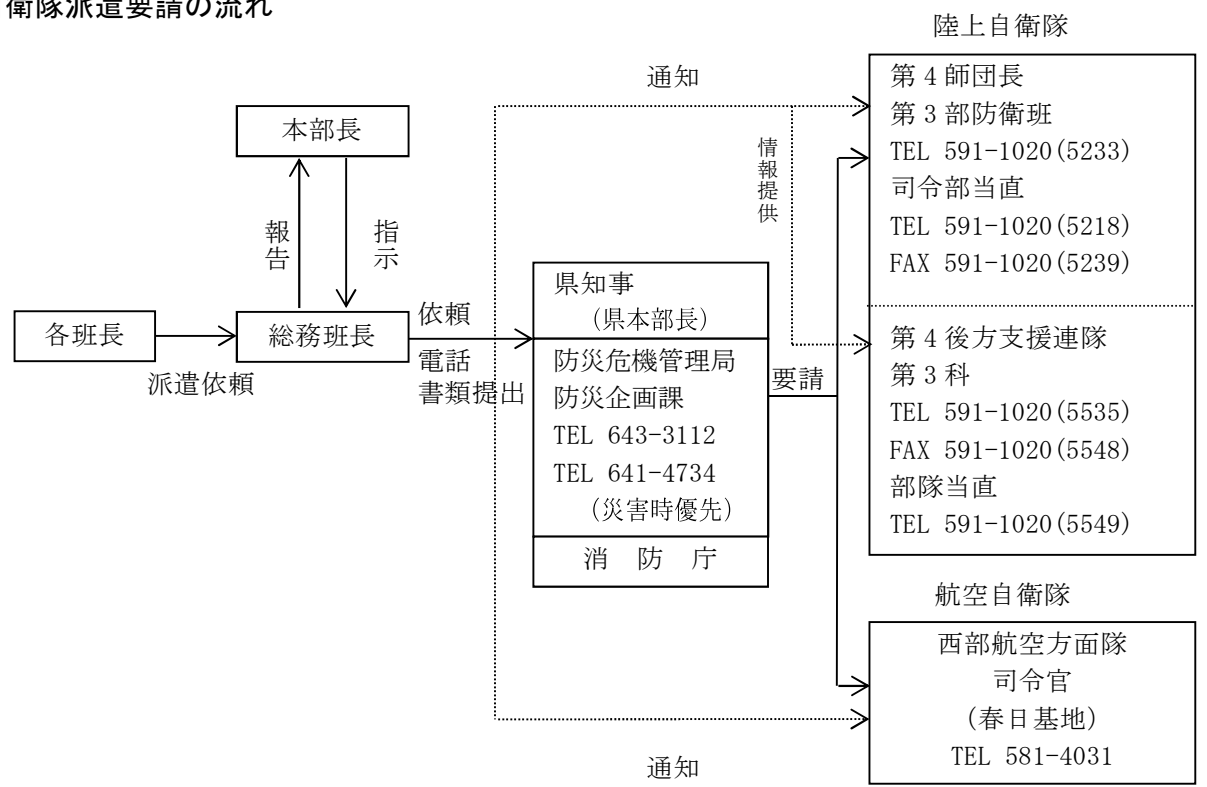
また、本部長（市長）は、通信の途絶等により、県知事に対して派遣要請の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。なお、事後速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

災害派遣要請書（県知事への依頼書様式による）に記載する事項は、次のとおりである。

#### ■記載事項（市長より県知事宛て）

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考事項

#### ■自衛隊派遣要請の流れ



## 第2項 撤収要請依頼

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合、本部長（市長）は県知事に対し、災害派遣撤収要請書により自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、災害派遣撤収要請書（県知事への依頼書様式による）に記載する事項は、次のとおりである。

### ■記載事項（市長より県知事宛て）

- ・派遣要請を行った日時
- ・派遣された部隊
- ・派遣人員及び従事作業の内容
- ・その他参考事項

資料編：4-1 自衛隊災害派遣要請書

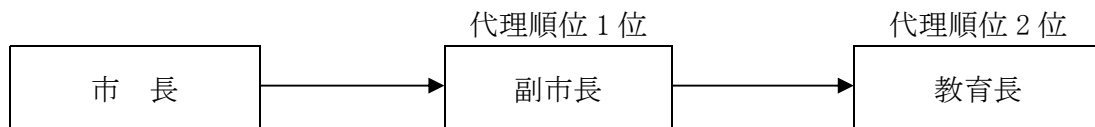
資料編：4-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

## 第3項 意思決定権者代理順位

要請に際して、本部長（市長）が不在または連絡不能で、緊急を要する場合は、下記の順位により、意思決定権者とする。

この場合、代理で意思決定を行った者は速やかに本部長（市長）に報告し、その承認を得る。

### ■代理順位



## 第4節 派遣部隊の受け入れ体制

実施担当	総務班
------	-----

市は、県より自衛隊に災害派遣要請を行った旨の連絡を受けた場合、直ちに派遣部隊の受け入れ体制を整える。

### 第1項 受け入れ体制の整備

総務班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備するとともに、派遣部隊に対しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

■受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備をする。 （ヘリコプターの応援要請を行った場合）
自衛隊集結地	○ 市が指定する場所
連絡窓口	○ 総務班（防災安全課）に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

### 第2項 使用資器材の準備

- 1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き、市において準備する。
- 2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市において準備する。

### 第3項 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。  
 ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）
- イ) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ウ) 活動のため現地で調達した資器材の費用
- エ) その他の必要な経費については、事前に協議しておく

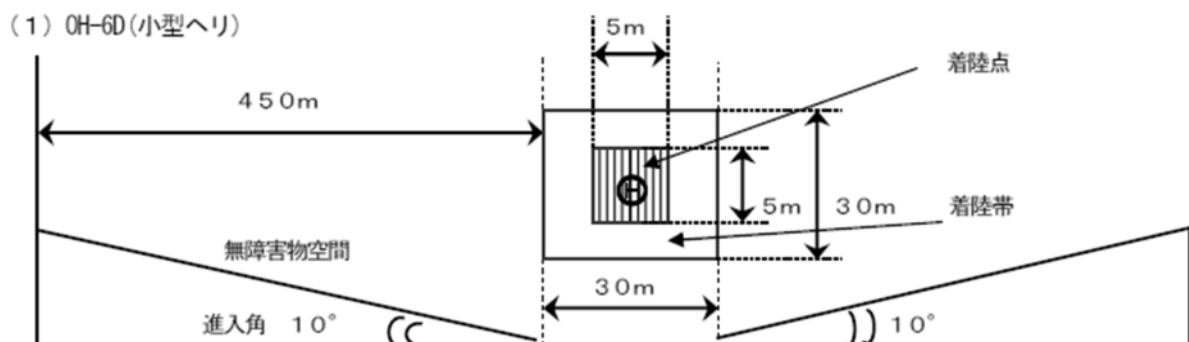
## 第4項 ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

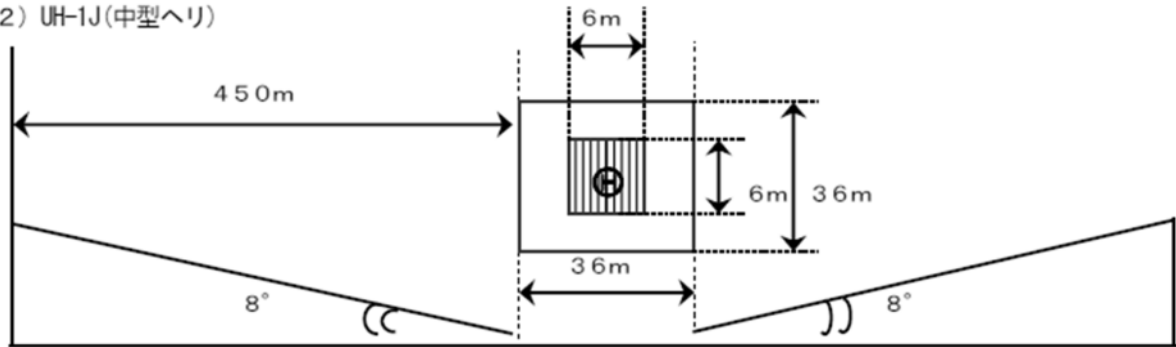
### ■臨時ヘリポート

臨時ヘリポート名	施設管理者	所在地	備考(巾×長)
福岡農業高校グラウンド	県立福岡農業高校	大佐野 250	
梅林アスレチック公園	市・スポーツ課	太宰府 743-1 外	
太宰府高校グラウンド	県立太宰府高校	高雄 3-4114	
学業院中学校グラウンド	学業院中学校	観世音寺 3-11-1	80m×90m
国分小学校グラウンド	国分小学校	国分 2-10-1	55m×110m
太宰府西中学校グラウンド	太宰府西中学校	向佐野 3-9-1	72m×156m
日本経済大学グラウンド	日本経済大学	五条 3-11-25	
北谷運動公園・多目的広場	市・スポーツ課	北谷 941-1 外	75m×120m
歴史スポーツ公園	市・スポーツ課	吉松 4-305-1 外	
太宰府ゴルフクラブ	太宰府ゴルフ倶楽部	石穴 3467-39	
太宰府小学校グラウンド	太宰府小学校	連歌屋 1-2-1	60m×100m
松川運動公園グラウンド	市・スポーツ課	御笠 5-268-1 外	

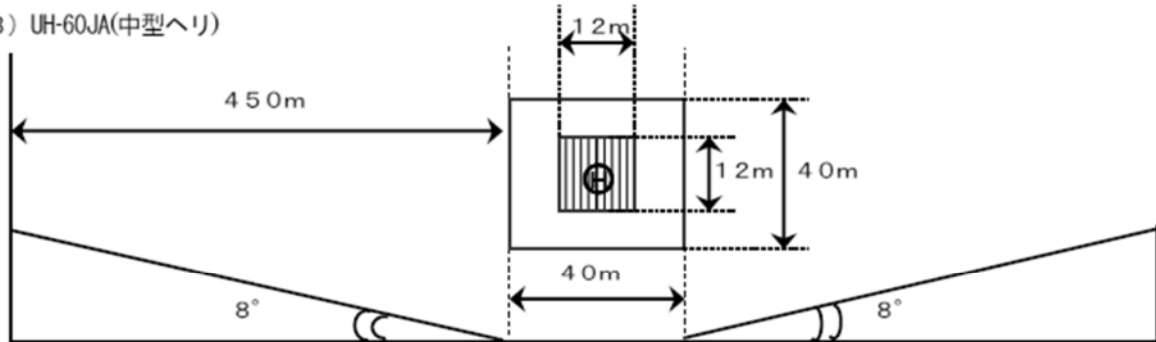
#### 1) 機種に応ずる発着附近の基準



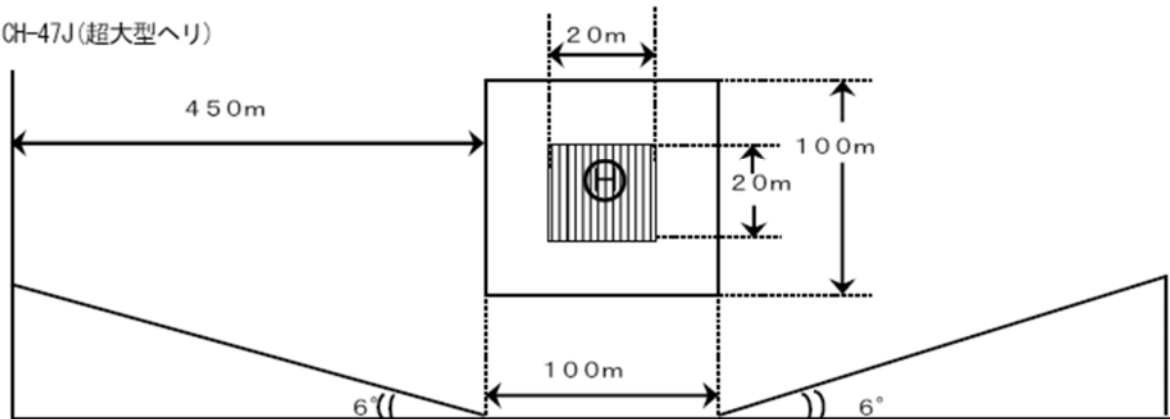
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



注) 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。  
 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。  
 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

2) 標 示

上空から確認しうる風の方向を標示する旗または発煙筒を離着陸地点から約 50m離れた位置に設置する。

着陸地点には、石灰等を用いて直径 7m以上のⓂの記号を標示する。

### 3) 危険防止

離着陸時は、風圧等により危険であることから、場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

安全上の監視員を配置する。

着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

## 第4章 広域応援要請

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 県内市町村間等の応援協力	第1項 消防相互応援協定等に基づく応援要請	●			総務班
	第2項 その他協定による応援の要請	●			
第2節 職員派遣の要請		●			総務班
第3節 緊急消防援助隊の応援要請		●			総務班

方針	<p>大規模災害発生時においては、その被害が拡大することが予想され、市のみでは、応急活動に支障をきたすことから、市は平常時から近隣市町村及び関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施する。</p>
----	---

### 第1節 県内市町村間等の応援協力

実施担当	総務班
------	-----

#### 第1項 消防相互応援協定に基づく応援要請

本部長（市長）は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、各協定に基づき、応援を要請する。

#### 1. 福岡県消防相互応援協定

##### 1) 応援要請の種別

###### ア) 第一要請

現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

イ) 第二要請

第一要請における消防力でもなお災害の防ぎよが困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2) 応援要請の方法

市長または消防長から他の市町村長等の長または消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

3) 県への連絡

応援要請を行ったときには、市長または消防長は、県にその旨を通報する。

4) 航空応援が必要な場合

航空応援が必要と認めた消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援先の航空応援の要請を行う。

この場合においては、同時に応援先の消防長へも同様の連絡を直接行う。

資料編：2-1 福岡県消防相互応援協定書

## 2. 福岡都市圏市町消防相互応援協定

本部長（市長）は、市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町長に対し応援要請を行う。

資料編：2-2 福岡都市圏市町消防相互応援協定書

## 3. 県への応援または応援斡旋の要請

本部長（市長）は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援または応援の斡旋を要請する。

## 第2項 その他協定による応援の要請

市は、以下に示す協定等を締結しており、必要に応じて応援の要請を行う。

## ■災害時における協定

協定名	締結先	締結日
災害時相互応援に関する協定	奈良市	H15. 5. 30
	多賀城市	H24. 4. 23
	国分寺市	H24. 10. 22
	中津市	H27. 2. 3
	武雄市	R 元. 7. 1
	総社市	R2. 11. 2
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県	H17. 4. 1
福岡都市圏市町消防相互応援協定	福岡都市圏市町	H18. 10. 10
大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	H23. 11. 24
災害時における応急対策業務に関する協定	太宰府市四王寺会	H18. 10. 4
	南福岡管工事協同組合	H18. 11. 1
	太宰府市緑化造園組合	H22. 6. 11
水道災害時における相互応援に関する協定	春日那珂川水道企業団、大野城市、筑紫野市	H19. 8. 1
梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	全国梅サミット協議会加盟市町 (本市含む全国 13 市町)	H29. 4. 3
災害時における応急対策測量設計業務に関する協定	一般社団法人筑紫地区コンサルタント協会	H24. 9. 4
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社マミーズ、三角商事株式会社 (ルミエール太宰府店)、ハロー デイ大佐野店	H24. 3. 30
北部福岡緊急連絡管の運用に関する協定書	福岡県、北九州市、福岡都市圏	H23. 3. 31
災害時における地図製品等の供給に関する協定書	(株)ゼンリン	H26. 8. 27
災害時における環境衛生業務に関する協定書	筑紫地区ビル管理事業協同組合	H27. 1. 28
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	H31. 1. 30
災害時における応急対策業務に関する協定書	九州総合サービス株式会社	H30. 2. 7
太宰府市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人筑紫医師会	H31. 2. 7
防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	H31. 2. 7
災害時における情報伝達等に関する協定書	九州テレビ・コミュニケーションズ株式会社	H31. 2. 7
福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	福岡国際空港株式会社	H31. 3. 13

協定名	締結先	締結日
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社グッデイ	H31. 3. 28
災害発生時における太宰府市と太宰府市関係郵便局の協力に関する協定	太宰府市関係郵便局	R 元. 6. 26
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社久留米主管支店	R 元. 8. 1
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R 元. 11. 18
災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社小柳（屋号コッペリア）	R2. 2. 10
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	R3. 5. 24



## 第2節 職員派遣の要請

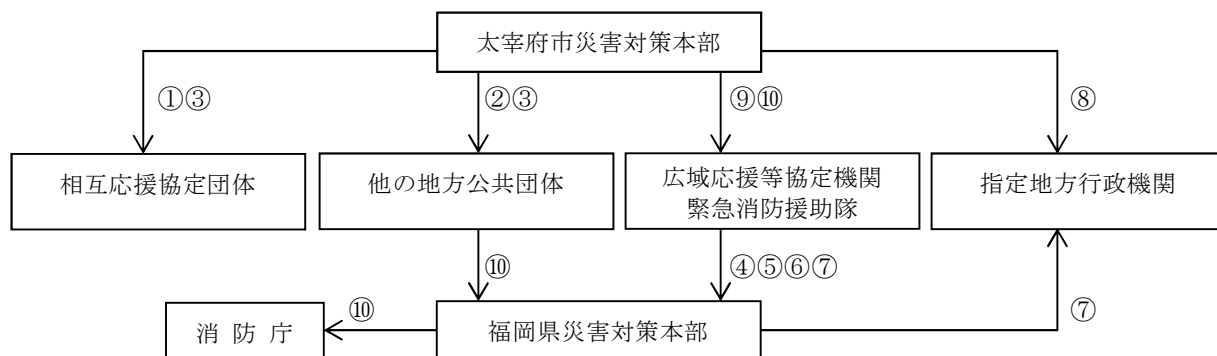
実施担当	総務班
------	-----

本部長（市長）は、必要に応じて県知事に対し、基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

### ■県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
応 援 要 請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況</li> <li>○ 応援を必要とする理由</li> <li>○ 応援を希望する物資等の品名、数量</li> <li>○ 応援を必要とする場所・活動内容</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>
職 員 派 遣 要 請 ・ 幹 旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣・幹旋を要請する理由</li> <li>○ 職員の職種別人員数</li> <li>○ 派遣を必要とする期間</li> <li>○ 派遣される職員の給与その他勤務条件</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>

### ■応援要請の系統図



要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
④	応急措置の応援または応急措置の実施要請	基本法第68条第1項
⑤	災害応急対策または災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策または災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策または災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策または災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	基本法第29条第2項
⑨	消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第39条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条第1項

### 第3節 緊急消防援助隊の応援要請

実施担当	総務班
------	-----

本部長（市長）は、大規模災害発生時において、必要に応じ、県知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

航空応援が必要な場合においても、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、同様に応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成24年4月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

## 第5章 要員確保

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	要員の確保	●	●	●	総務班
第2節	労力等確保の種別、方法	●	●	●	総務班
第3節	公共職業安定所への斡旋依頼	●	●	●	総務班

方針	災害対策を実施するために必要な動員、雇い入れの方法等について定め、災害時にあつては、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するに十分な要員の確保を図る。
----	---

### 第1節 要員の確保

実施担当	総務班
------	-----

災害対策を実施するために必要な動員、雇い入れは、市において行うが、市のみでは必要な労力等を確保できない場合は、市の要請により、労力確保については公共職業安定所が斡旋し、技術力確保等は関係機関が自己の災害対策に支障が及ばない範囲で応援を実施する。

### 第2節 労力等確保の種別、方法

実施担当	総務班
------	-----

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ) ボランティア等の受け入れ
- ウ) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- エ) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- オ) 緊急時における従事命令等による動員

## 第3節 公共職業安定所への斡旋依頼

実施担当	総務班
------	-----

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして、必要労働者の紹介斡旋を依頼する。

### ■ 斡旋依頼に係る事項

- 必要となる労働者の人数
- 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 労働契約の期間に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 始業及び終業の時刻
- 所定労働時間を超える労働の有無
- 休憩時間及び休日に関する事項
- 就業の場所に関する事項
- 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 労働者の輸送方法
- その他の必要な事項

## 第6章 ボランティアの活動支援

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	ボランティア参加の受け入れ	●	●		総務班、市社会福祉協議会
第2節	ボランティア活動の内容	●	●	●	総務班、市社会福祉協議会
	第1項 一般ボランティアの活動内容				
	第2項 専門ボランティアの活動内容	●	●	●	
第3節	想定されるボランティア	●	●	●	総務班、市社会福祉協議会

方針	<p>大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市など防災関係機関の職員だけでは十分対応しきれないことも予想される。このような場合にあっても、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携の基に、日本赤十字奉仕団等のボランティアの参加を求めることとするとともに、受け入れ体制の整備に努める。</p>
----	---

### 第1節 ボランティア参加の受け入れ

実施担当	総務班、市社会福祉協議会
------	--------------

#### 1. 災害ボランティアセンターの設置

総務班は、市社会福祉協議会に対し、太宰府市NPO・ボランティア支援センターと連携し、災害ボランティアの情報・活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を行うよう要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

### ■災害ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 市との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

## 2. 連絡調整等

一般ボランティアの活動支援を必要とする班は、総務班に要望等を連絡する。

総務班は、災害ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、活動内容等について調整を行う。

また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するように努める。

## 第2節 ボランティア活動の内容

実施担当	総務班、市社会福祉協議会
------	--------------

総務班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県対策本部へ情報を提供する。

### 第1項 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。  
なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

#### ■一般ボランティアの活動内容

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 避難所での避難者に対する生活支援
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 在宅者の支援（要配慮者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 高齢者、障がい者等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- 子どもの見守り、母子の相談・対応
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

### 第2項 専門ボランティアの活動内容

専門ボランティアは、災害ボランティアセンターが中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。

専門ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話ボランティア等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- 各種相談ボランティア（精神科医、臨床心理士、心理カウンセラー、保健師、家庭児童相談所職員、保育士等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

### 第3節 想定されるボランティア

実施担当	総務班、市社会福祉協議会
------	--------------

ボランティアとしては、次の団体が想定される。

- ア) 赤十字奉仕団
- イ) 婦人会
- ウ) 学生・生徒
- エ) 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ) その他各種ボランティア団体

## 第7章 気象情報等の収集伝達

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 予警報等の種類・基準等	第1項 注意報・警報等の定義	●			総務班、広報班、情報収発班
	第2項 注意報・警報等の種類及び発表基準	●			
	第3項 気象情報の役割	●			
	第4項 火災気象通報	●			
	第5項 火災警報	●			
第2節 注意報・警報の伝達系統		●			総務班、広報班、情報収発班
第3節 洪水予報・水防警報	第1項 水防に係る予報及び警報等	●			総務班、広報班、情報収発班
	第2項 洪水予報・水防警報の発表の基準及び伝達系統等	●			
	第3項 土砂災害警報情報	●			
第4節 市の実施措置等	第1項 住民への周知	●	●		総務班、広報班、情報収発班
	第2項 異常現象発見時の通報	●	●		

方針	災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報等の伝達通報系統並びに要領等について定め、適切な防災対策の実施を図る。
----	--

### 第1節 予警報等の種類・基準等

実施担当	総務班、広報班、情報収発班
------	---------------

#### 第1項 注意報・警報等の定義

注意報・警報等の定義は、次のとおりである。

## 1. 注意報

本市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表するものをいう。

注意報としては、気象（風雪・強風・大雨・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、浸水、洪水等がある。

## 2. 警報

本市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものをいう。

警報としては、気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、浸水、洪水等がある。

## 3. 特別警報

本市において、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して特別な警戒を喚起するために発表する。

特別警報としては、気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）等がある。

## 4. 気象情報

気象官署が気象等の予報に係る台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」を発表する。

### 第2項 注意報・警報等の種類及び発表基準

注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、次のとおりである。

なお、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報が発表される。

地域を細分して注意報・警報を行う場合、本市は福岡地方に属する。

■気象情報の発表基準

令和2年8月6日現在  
発表官署 福岡管区気象台

太宰府市	府県予報区		福岡県	
	一次細区分		福岡地方	
	市町村等をまとめた地域		—	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	33
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	142
	洪水		流域雨量指数基準	御笠川流域=13.7, 鷺田川流域=13.3, 大佐野川流域=8
			複合基準 *1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 10 cm 山地：12時間降雪の深さ 20 cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
注意報	大雨		表面雨量指数基準	17
			土壌雨量指数基準	99
	洪水		流域雨量指数基準	御笠川流域=10.9, 鷺田川流域=10.6, 大佐野川流域=6.4
			複合基準 *1	御笠川流域=(9, 10.9)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 3 cm 山地：12時間降雪の深さ 5 cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		—	
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ		積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜		11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

資料：気象庁

また、特別警報の発表基準は、以下のとおりである。

#### ■気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁・令和2年8月24日より運用）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

資料：気象庁

### 第3項 気象情報の役割

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を一般及び関係機関に対し発表し円滑な防災活動ができるように支援するもので、その機能は次の3つに大別される。

- ア) 災害に結びつくような顕著な現象の発表が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに、予告的に発表する予告的機能。
- イ) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して警報や注意報などを行っている場合に、警報・注意報を補完するための補完的機能。
- ウ) 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を（福岡県では1時間110mm以上※）観測または解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「福岡県記録的短時間大雨情報」がある。

※この値については、注意報、警報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上、必要な場合は変更する。

### 第4項 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。

県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

これを受けた市長は、必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- ア) 実効湿度が 60%以下で、かつ最小湿度が 40%以下となり、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。
- イ) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。  
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

## 第5項 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険である認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

## 第2節 注意報・警報の伝達系統

実施担当	総務班、広報班、情報収発班
------	---------------

福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報等、次の事項が県防災行政無線により、県知事から市及び消防本部等の関係機関に伝達されることになっている。

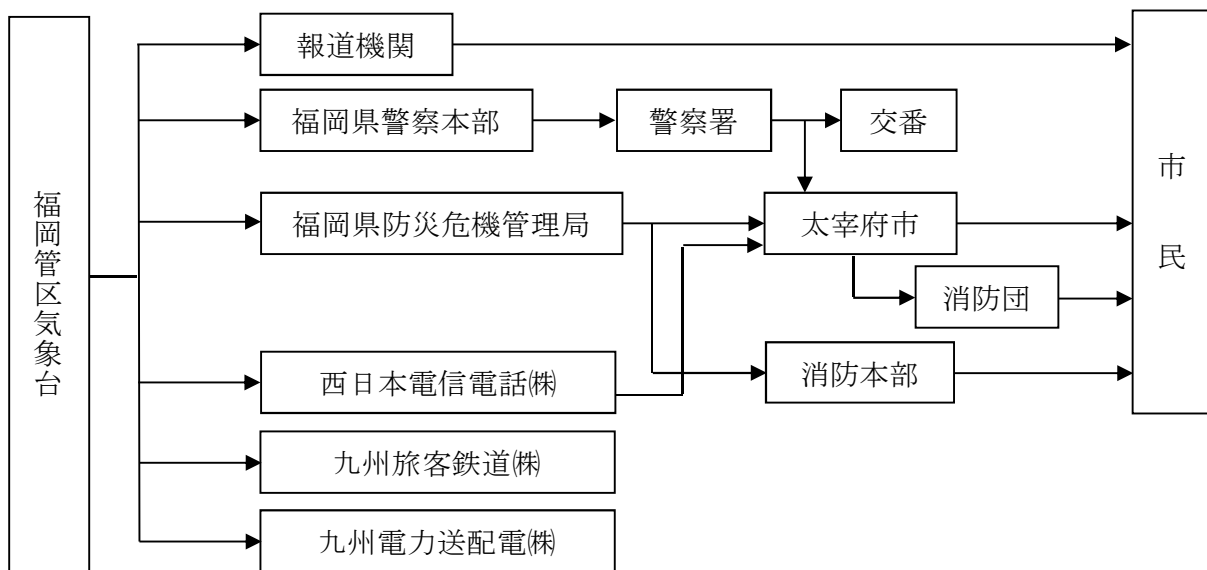
なお、県知事が緊急を要すると認めたときは、テレビ、ラジオ等をもって関係機関及び一般に伝達される。

伝達される情報は、下記の注意報・警報等の発表及び解除に関するもののほか、状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等である。

- 大雨注意報、洪水注意報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報、その他防災上必要と認められること

また、市及び住民への注意報・警報の伝達は、次のとおり行われる。

### ■気象情報の伝達系統



## 第3節 洪水予報・水防警報

実施担当	総務班、広報班、情報収発班
------	---------------

### 第1項 水防に係る予報及び警報

#### 1. 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

#### 2. 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

#### 3. 県が行う洪水予報の通知

県知事は、水防法第11条第1項の規定に基づき、水位周知河川である御笠川において、気象業務法第14条の2第3項の規定による福岡管区気象台から洪水の予・警報を受け、または洪水、水災のおそれがあると認めたときは、水防管理者（市長）等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知することになっている。

#### 4. 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣または県知事が指定した河川、湖沼または海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたときは、地域住民に速やかに広報するとともに、消防本部及び消防団を待機させ、または出動その他の処置をとる。

### 第2項 洪水予報・水防警報の発表の基準及び伝達系統等

洪水予報及び水防警報の発表の基準、伝達等は以下に示すとおりである。

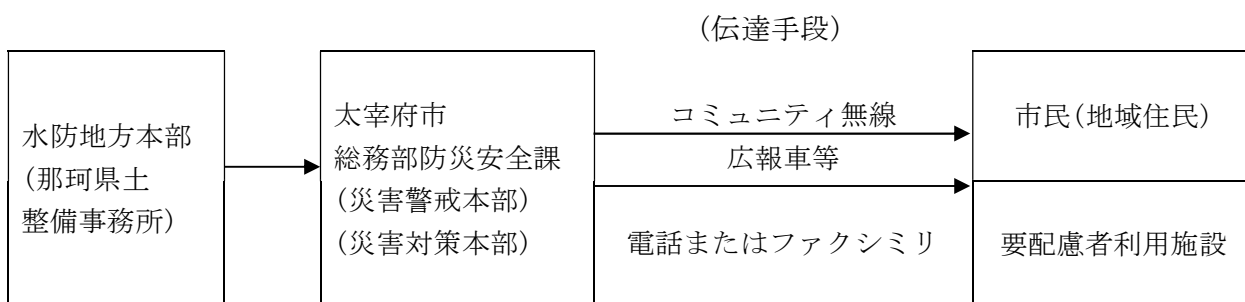
■県知事が洪水警報を発令する基準水位（御笠川）

水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m

■洪水予報の種類及び内容

種類	内容
はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 あるいは、一定時間後にはん濫注意水位を越える洪水となることが予想される時。

■洪水予報等の伝達



■御笠川（落合橋）水防基準水位

所管県土整備事務所	河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
那珂	御笠川	落合橋	1.50m	2.10m	2.55m	2.82m

※避難判断基準は、第10章避難対策の第3節避難のための勧告及び指示を参照。

■県知事が水防警報を発令する段階と基準

河川名	観測所	第一段階 (待機)	第二段階 (準備)	第三段階 (出動・警戒)	第四段階 (解除)	水防警報 発令者
御笠川	隅田橋 (福岡市 博多区)	氾濫注意水 位(1.0m)に達 すると思われ るとき	氾濫注意水 位(1.0m)を突 破すると思わ れるとき	氾濫注意水 位(1.0m)に達 し、なお上昇 の見込みの あるとき	氾濫注意水 位(1.0m)以下 に下がって、 再び増水の おそれがない と思われる とき	那珂水防地方 本部長

■水防警報の種類・内容及び発表基準（河川）

種 類	内 容	発表基準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量、その他河川状況等により必要と認めるとき
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または、水位、流量、その他河川状況等により、氾濫注意水位を超え、なお上昇の見込みがあるとき。
第三段階 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
第四段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

### 第3項 土砂災害警報情報

福岡県と気象庁は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、基本法（昭和36年法律第223号）第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した市への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

## 第4節 市の実施措置等

実施担当	総務班、広報班、情報収発班
------	---------------

### 第1項 住民への周知

総務班、広報班、情報収発班は、関係住民に対し、必要と認められる予警報等だけでなく、予想される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これら伝達周知についての一般的な方法は次のとおりである。

#### 1. 直接的な方法

- ア) 市防災行政無線（コミュニティ無線）による通報
- イ) 広報車の利用
- ウ) 電話・口頭による通知
- エ) 市ホームページ、防災メール・まもるくん、災害情報等配信システム、緊急速報メール、SNS（Facebook、Twitter、mixi 他）

#### 2. 間接的な方法

- ア) 公共団体（自治会・消防団等）の電話連絡網等による通知
- イ) 他機関を通じての通知

### 第2項 異常現象発見時の通報

異常現象を発見した際の通報（基本法第54条関連）については、次のとおりである。

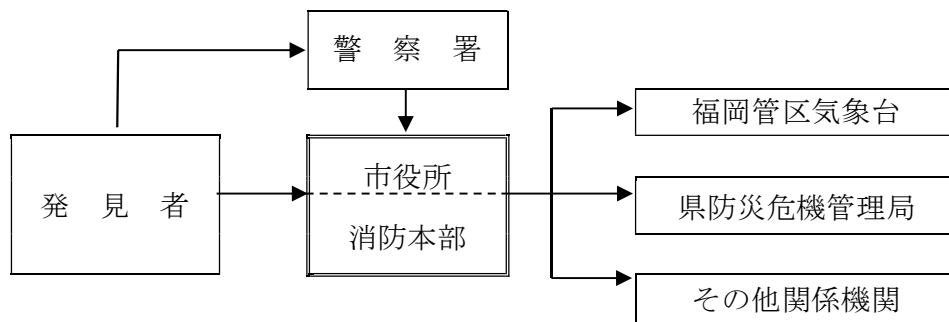
- 1) 気象及び水象に関する異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

#### ■通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等</li> <li>○ 地割れ、亀裂、落石等</li> </ul>
水象に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水位の上昇</li> <li>○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等</li> </ul>

- 2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市役所（市長）または警察官等に通報する。
- 3) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 4) 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局、その他関係機関に通報し、これに対する応急措置を講じる。

■異常現象発見時の通報の流れ



■異常現象発見時の通報先

通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	(092) 725-3600 (092) 725-3605	気象及び水象に関する事項 夜間及び土日祝日
福岡県防災危機管理局	(092) 643-3112 (092) 641-4734	防災企画課 災害時優先
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722、5723（警備課） FAX：5729 夜間：5505（内線）
筑紫野太宰府消防本部	(092) 924-5034	FAX：092-924-3397
那珂県土整備事務所	(092) 513-5561	FAX：092-513-5606

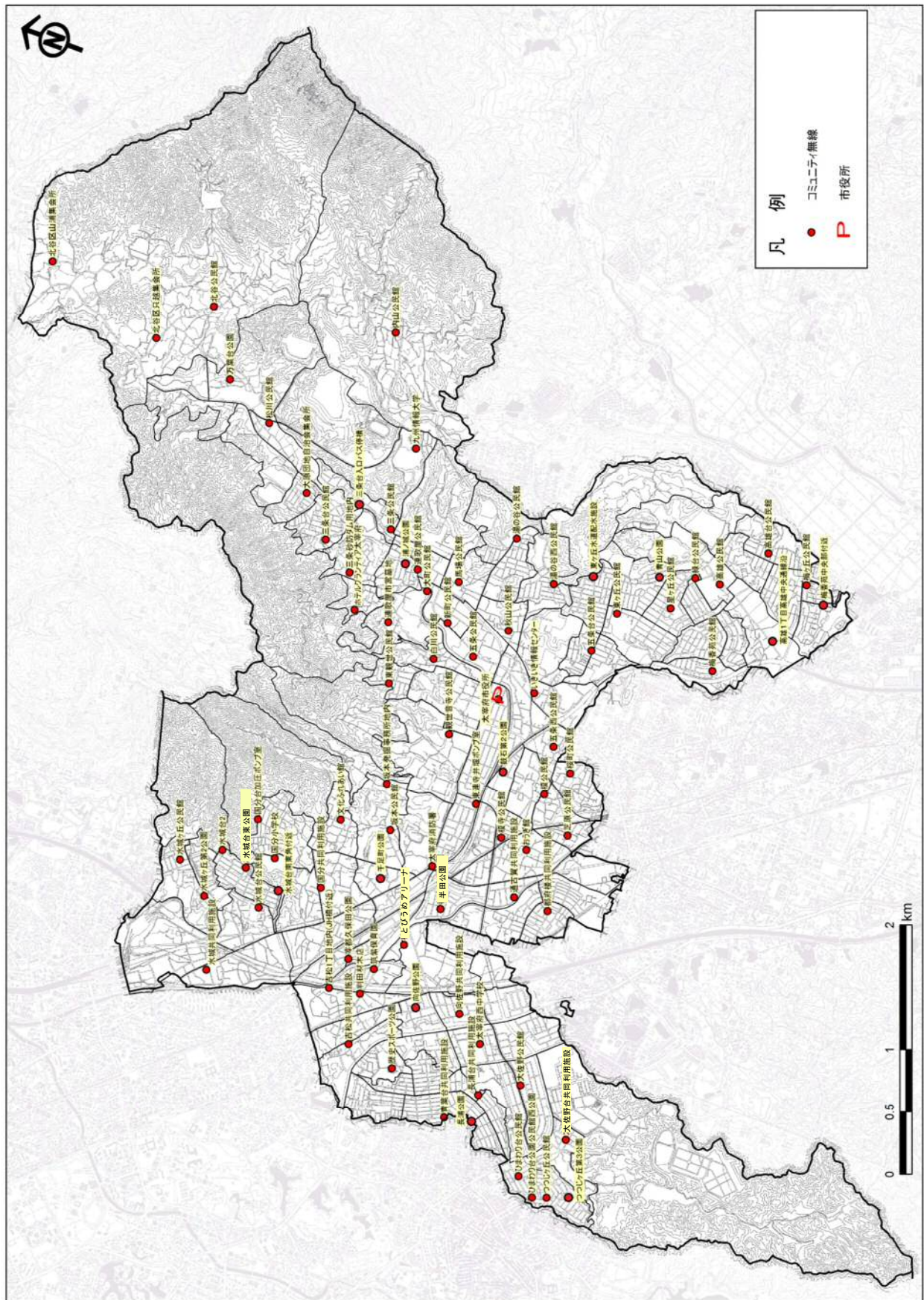
以下に、防災無線の屋外拡声子局の一覧表及び位置図を示す。

■防災無線の屋外拡声子局

No.	設置箇所名	局補足	局番号
0	太宰府市役所(親局)	親局	901
0	太宰府消防署(副親)	親局(副)	902
1	北谷公民館	子局	101
2	内山公民館	子局	102
3	松川公民館	子局	103
4	三条公民館	子局	104
5	三条台公民館	子局	105
6	連歌屋公民館	子局	106
7	馬場公民館	子局	107
8	湯の谷公民館	子局	108
9	大町公民館	子局	109
10	新町公民館	子局	110
11	白川公民館	子局	111
12	五条西公民館	子局	112
13	五条公民館	子局	113
14	東観世公民館	子局	114
15	湯の谷西公民館	子局	115
16	秋山公民館	子局	116
17	五条台公民館	子局	117
18	東ヶ丘公民館	子局	118
19	星ヶ丘公民館	子局	119
20	高雄公民館	子局	120
21	梅香苑公民館	子局	121
22	緑台公民館	子局	122
23	梅ヶ丘公民館	子局	123
24	高雄台公民館	子局	124
25	水城共同利用施設	子局	125
26	水城台公民館	子局	126
27	水城ヶ丘公民館	子局	127
28	国分共同利用施設	子局	128
29	坂本公民館	子局	129
30	観世音寺公民館	子局	130
31	桜町公民館	子局	131
32	榎公民館	子局	132
33	榎寺公民館	子局	133
34	芝原公民館	子局	134
35	通古賀共同利用施設	子局	135
36	都府楼共同利用施設	子局	136
37	向佐野共同利用施設	子局	137
38	吉松共同利用施設	子局	138
39	大佐野公民館	子局	139
40	大佐野台共同利用施設	子局	140
41	長浦台共同利用施設	子局	141
42	青葉台共同利用施設	子局	142
43	つつじヶ丘公民館	子局	143
44	ひまわり台公民館	子局	144
45	北谷区山浦集会所	子局	201
46	北谷区只越集会所	子局	202
47	万葉台公園	子局	203

No.	設置箇所名	局補足	局番号
48	大原団地自治会集会所	子局	204
49	九州情報大学	子局	205
50	三条砂防ダム用地内	子局	206
51	東連寺井堰ポンプ室	子局	207
52	文化ふれあい館	子局	208
53	国分台加圧ポンプ室	子局	209
54	太宰府西中学校	子局	216
55	おうぎ館	子局	210
56	半田公園	子局	211
57	とびうめアリーナ	子局	212
58	筑紫保育園	子局	213
59	判田材木店	子局	214
60	歴史スポーツ公園(吉松)	子局	215
61	太宰府消防署(子)	子局	2
62	太宰府市役所(子)	子局	1
63	水城台東公園	子局	217
64	国分小学校	子局	218
65	ホテルグランティア太宰府	子局	219
66	いきいき情報センター	子局	220
67	坂本発掘事務所地内	子局	221
68	吉松1丁目地内(JH橋付近)	子局	223
69	連歌屋市営墓地	子局	224
70	久保田公園(国分)	子局	225
71	ひまわり台公民館西公園	子局	226
72	水城ヶ丘第2公園	子局	222
73	水城台2(少年スポ公園東)	子局	227
74	三条台入口バス停横	子局	228
75	浦ノ城公園	子局	229
76	東ヶ丘水道配水施設内	子局	230
77	青山公園	子局	231
78	高雄1丁目高雄中央通線沿	子局	232
79	梅香苑公園	子局	233
80	梅ヶ丘中央部付近	子局	234
81	水城台南東角付近	子局	235
82	千足町公園	子局	236
83	鼓石第2公園	子局	237
84	向佐野公園	子局	238
85	長浦公園	子局	239
86	つつじヶ丘第3公園	子局	240
87	星ヶ丘第3公園	子局	241
88	水城5丁目水道施設横	子局	242
89	紺町公園	子局	243
90	久保田公園(通古賀)	子局	244
91	落合公園	子局	245
92	東蓮寺公園	子局	246
93	都府楼東公園	子局	247
94	神ノ前公園	子局	248
95	殿城戸公園	子局	249
96	歴史スポーツ公園(青葉台)	子局	250

■防災無線位置図



## 第8章 被害情報等の収集伝達

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 災害情報の収集伝達	第1項 情報総括責任者	●			総務班、情報収発班、各班
	第2項 収集体制の整備	●			
	第3項 災害情報の早期把握	●			
	第4項 災害情報のとりまとめ	●			
	第5項 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	●			
	第6項 県への報告	●			
	第7項 国（消防庁）への報告	●			
	第8項 情報の収集伝達の要領	●			
第2節 情報収集伝達経路	第1項 災害情報連絡系統	●			総務班、情報収発班
	第2項 市から県、国への被害情報（即報・確定）報告系統	●			
第3節 通信計画	第1項 通信手段の確保	●			本部、総務班、情報収発班
	第2項 防災関係機関の通信窓口及び連絡先電話番号	●			
	第3項 災害時における通信連絡	●			
	第4項 非常災害時における通信料の免除扱い	●			
	第5項 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法	●			

方針	<p>市は、県、防災関係機関等と連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。</p>
----	---

## 第1節 災害情報の収集伝達

実施担当	総務班、情報収発班、各班
------	--------------

### 第1項 情報総括責任者

総務班は、災害情報の統括・報告に当たる。

総務班の班長及び副班長は、「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づく報告責任者及び副責任者を下記のとおりそれぞれ兼ねる。

#### ■情報総括責任者

報告責任者（災害報告主任）	: 総務班 班長（総務部長）
報告副責任者（災害報告副主任）	: 総務班 副班長（防災安全課長）

### 第2項 収集体制の整備

情報収発班は、情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

### 第3項 災害情報の早期把握

各班は、所管施設等に関する危険情報及び被害の初期情報を収集し、情報収発班に報告する。また、防災関係機関の情報は、総務班が収集し、情報収発班に報告する。

情報収発班は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するため、下記の初期情報等の収集を行う。

■初期情報等の収集

- ア) 人的被害（行方不明者を含む）
- イ) 建物被害
- ウ) 火災の発生状況
- エ) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- オ) 避難所の開設状況
- カ) 市民の行動、避難の状況
- キ) 土砂災害等の発生状況
- ク) 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- ケ) 交通機関の運行・道路の状況
- コ) 防災関係機関の配備体制等
- サ) 防災関係機関の対策の実施状況
- シ) ガス・電気・水道・電話等生活関連の運営状況
- ス) 県から市への要請事項

第4項 災害情報のとりまとめ

情報収発班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長（市長）に報告する。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の全体像の把握</li> <li>○ 現在の被害の状況</li> <li>○ 未確認情報の把握</li> </ul>
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全体の被害の状況</li> <li>○ 各事項の詳細な内容の整理</li> </ul>

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）または都道府県に連絡する。

## 第5項 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

総務班は、市民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

### 1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

### 2 全国避難者情報システム（総務省）の活用による情報提供

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

## 第6項 県への報告

総務班は、災害に関する初期情報等について、「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき、災害概況即報（様式第1号）により、被害規模に関する概括的情報を記載し、防災行政無線または電話、ファクシミリをもって、直ちに県に報告する。

また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

県からは、県の実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行う。

資料編：1-7 福岡県災害調査報告実施要綱

### ■報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線 電話または F A X	県地方本部
被害状況報告 (即 報)	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	・災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	・応急対策終了後、15日以内に報告	第3号	文書（2部）	県対策本部

## 第7項 国（消防庁）への報告

総務班は、県へ報告できない場合及び下記の直接即報基準に該当する災害または事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（消防庁）へ報告を行う。

### ■直接即報基準・即報基準

直接即報基準	下記において、死者及び行方不明者が生じたとき。 ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたとき	
即報基準	一般基準	○ 救助法の適用基準に合致するとき ○ 市が対策本部を設置したとき
	個別基準（風水害）	○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたとき

出典：火災・災害等即報要領

## 第8項 情報の収集伝達の要領

市は、次の点に留意し、情報を的確に収集伝達する。

- 1) 収集伝達する情報は、以下のとおりである。
  - ア) 災害の原因
  - イ) 災害が発生した日時・場所または地域
  - ウ) 被害の状況
  - エ) 実施している対策
  - オ) 今後の見込及び必要とする救助の種類
- 2) 情報収発班は、災害情報の収集に当たっては、消防本部及び筑紫野警察署と密接に連絡する。
- 3) 参集職員の参集途上における情報を活用する。
- 4) 被害の程度の調査に当たっては、内部及び消防機関の連絡を密にし、調査もれ、重複のないよう留意し、調整する。

- 5) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- 6) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

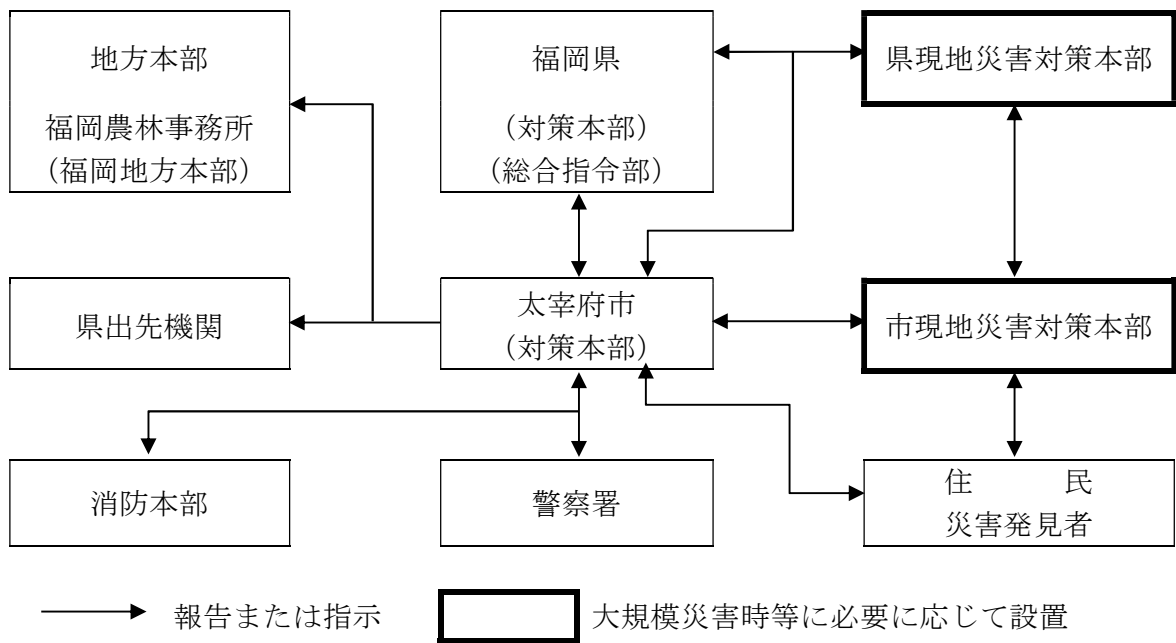
## 第2節 情報収集伝達経路

実施担当	総務班、情報収発班
------	-----------

### 第1項 災害情報連絡系統

市及び地域住民に係る災害情報の連絡系統は次のとおりである。  
 なお、総務班は、速やかに被害情報等の収集・整理を行い、各班や関係機関への連絡を行う。

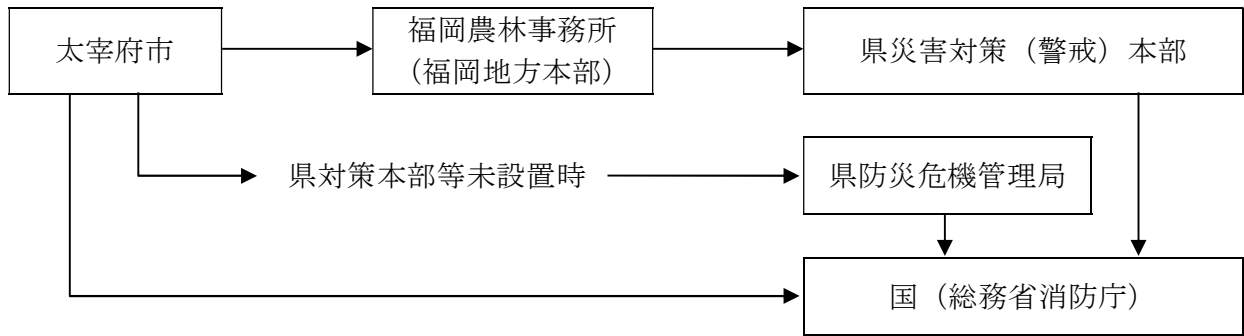
#### ■災害情報の連絡系統



### 第2項 市から県、国への被害情報（即報・確定）報告系統

市から県、国への被害情報（即報・確定）の報告系統は次のとおりである。

■被害情報（即報・確定）の報告系統



被害情報の報告基準、方法等については、「福岡県災害調査報告実施要綱」の定めるところによる。

資料編：1-7 福岡県災害調査報告実施要綱

## 第3節 通信計画

実施担当	本部、総務班、情報収発班
------	--------------

### 第1項 通信手段の確保

災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

このため、情報収発班は、必要に応じ、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

### 第2項 防災関係機関の通信窓口及び連絡先電話番号

本市に係る防災関係機関の通信窓口及び連絡先電話番号等は、次のとおりである。

なお、（ ）内は県防災行政無線電話番号である。

#### 1. 国

機関名	電話番号	機関名	電話番号
総務省 消防庁	平日：応急対策室 03-5253-7527／FAX 7537 消防防災無線 840-7527 FAX 840-7537 夜間・土・日・祝日：宿直室 03-5253-7777／FAX 7553 消防防災無線 840-7782 FAX 840-7789	厚生労働省 社会援護局 (保護課)	03-3595-2613

## 2. 県

機関名	電話番号	機関名	電話番号
総務部 行政経営企画課	092-643-3027 (700-7012)	総務部 消防防災指導課	092-643-3111 (700-7022)
企画・地域振興部 総合政策課	092-643-3156 (700-7032)	環境部 環境政策課	092-643-3354 (700-7052)
保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-643-3238 (700-7042)	商工部 商工政策課	092-643-3413 (700-7062)
農林水産部 農林水産政策課	092-643-3468 (700-7072)	福祉労働部 福祉総務課	092-643-3244 (700-7082)
新社会推進部 社会活動推進課	092-643-3379 (700-7092)	県土整備部 県土整備総務課	092-643-3636 (700-7102)
県土整備部 河川課	092-643-3666 (700-7103)	建築都市部 建築都市総務課	092-643-3704 (700-7112)
福岡県教育委員会 総務課	092-643-3857 (700-7132)	福岡県警察本部 警備課	092-641-4141 内線:5722, 5723 (700-7202) 夜間・土・日・祝日 内線:5505(当直)
福岡県筑紫野警察署	092-929-0110	—	—

## 3. 指定地方行政機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
九州地方整備局 (企画部防災課) (災害対策本部)	092-471-6331 092-414-7301 (災害時)	九州管区警察局 (広域調整第2課)	092-622-5000 内線:5321 夜間・土・日・祝日 内線:5181、5182
福岡財務支局 (総務課)	092-411-7281	九州厚生局 (総務課)	092-707-1115
九州農政局 (農産課)	096-353-3561	九州農政局 福岡農政事務所 (農政推進部)	092-281-8261
九州森林管理局 (企画調整室)	096-328-3511	福岡森林管理署	092-843-2100
福岡森林管理署 直方森林事務所	0949-26-4041	九州経済産業局 (総務課)	092-482-5405
経済産業省 九州産業保安監督部 (管理課)	092-482-5927	九州運輸局 (総務部安全防災危機管 理調整官)	092-472-2312
九州運輸局福岡運輸支局 (輸送関係)	092-673-1191	九州運輸局福岡運輸支局 (総務企画関係)	092-673-1190
福岡管区气象台 (総務課)	092-725-3601	福岡管区气象台 (予報課)	092-725-3600
九州総合通信局 (陸上課)	096-326-7857	福岡労働局 (総務課)	092-411-4861
陸上自衛隊 第四師団 (第4後方支援連隊衛生隊)	092-591-1020	航空自衛隊春日基地 西部航空警戒管制基地 司令部	092-581-4031
福岡国道事務所 福岡維持出張所	092-581-5365	—	—

#### 4. 指定公共機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
九州電力送配電株式会社 福岡南配電事業所 (配電技術グループ)	092-922-6124	九州旅客鉄道株式会社 (広報課)	092-474-2541
西日本電信電話株式会社 福岡支店 (設備部災害対策室)	092-474-6160	日本銀行 福岡支店 (文書課)	092-725-5511
NTTコミュニケーションズ株式会社 (ネットワーク事業部災害対策室)	03-5202-9909	NTTドコモ株式会社 (九州支社)	092-717-5511
日本赤十字社福岡県支部 (事業一課)	092-523-1171 (980-70)	日本放送協会福岡放送局 (放送部)	092-724-2800 (982-70)
西日本高速道路株式会社 九州支社 防災室 (休日及び時間外)	092-717-1730 092-717-1600	日本通運株式会社 福岡支店 (総務課)	092-291-7112
筑紫ガス株式会社	092-923-3111	—	—

#### 5. 指定地方公共機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
西日本鉄道株式会社 (庶務課)	092-734-1552	株式会社朝日新聞 西部本社	093-563-1131
株式会社西日本新聞社 (総務部)	092-711-5171	株式会社読売新聞 西部本社	092-715-4311
株式会社毎日新聞 西部本社	093-541-3131	R K B 毎日放送株式会社	092-852-6666
株式会社TVQ九州放送	092-262-0077	九州朝日放送株式会社	092-721-1234
株式会社テレビ西日本	092-852-5555	株式会社エフエム福岡	092-533-0807
株式会社福岡放送	092-532-1420	株式会社CROSS FM	093-551-0770
福岡県医師会	092-431-4564	福岡県歯科医師会	092-771-3531
福岡県トラック協会	092-451-7878	福岡県LPガス協会	092-476-3838

#### 6. 県出先機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
福岡農林事務所 (福岡地方本部)	092-735-6121	筑紫保健福祉環境事務所 (救助・防疫救護班)	092-513-5581 (821-751)
那珂県土整備事務所 (県土整備建築班)	092-513-5561 (821-711)	—	—

## 7. 福岡農林事務所（福岡地方本部）管内市町村防災担当課

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		福岡県 防災行政無線
			昼間	夜間	
太宰府市	防災安全課	太宰府市観世音寺1-1-1	092 921-2121	092 921-2121	221-71
福岡市	防災・危機 管理課	福岡市中央区天神1-8-1	092 711-4056	092 733-5802	201-70
筑紫野市	危機管理課	筑紫野市二日市西1-1-1	092 923-1111	092 923-1111	217-70
春日市	安全安心課	春日市原町3-1-5	092 707-1177	092 584-1111	218-70
大野城市	危機管理課	大野城市曙町2-2-1	092 580-1966	092 501-2211	219-70
宗像市	地域安全課	宗像市東郷1-1-1	0940 36-5050	0940 36-1121	220-70
糸島市	危機管理課	糸島市前原西1-1-1	092 332-2110	092 323-1111	222-70
古賀市	総務課	古賀市駅東1-1-1	092 942-1112	092 942-1111	223-70
福津市	生活安全課	福津市中央1-1-1	0940 43-8107	0940 42-1111	362-70
那珂川市	安全安心課	那珂川市西隈1-1-1	092 953-2211	092 953-2211	305-70
宇美町	総務課	糟屋郡宇美町宇美5-1-1	092 932-1111	092 932-1111	341-70
篠栗町	総務課	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855-5	092 947-1111	092 947-1111	342-70
志免町	総務課	糟屋郡志免町志免中央1-1-1	092 935-1181	092 935-1001	343-70
須恵町	総務課	糟屋郡須恵町大字須恵771	092 932-1152	092 932-1151	344-70
新宮町	地域協働課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1	092 963-1734	092 962-0231	345-70
久山町	総務課	糟屋郡久山町大字久原3632	092 976-1111	092 976-1111	348-70
粕屋町	協働のまち づくり課	糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	092 938-0173	092 938-2311	349-70

## 8. 消防機関

機関名	電話番号	福岡県防災行政無線
筑紫野太宰府消防本部	092-924-5034	650-70
太宰府消防署	092-924-4119	—

## 9. その他

機関名	電話番号	機関名	電話番号
福岡県市長会 (事務所)	093-582-2525	福岡県町村会 (事務所)	092-651-1121
福岡市消防局 (警防部)	092-725-6600	筑紫医師会	092-923-1331
太宰府市商工会	092-922-4345	筑紫農業協同組合	092-924-1311

## 第3項 災害時における通信連絡

### 1. 通信体制の確保

関係各班は、災害に関する情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達について、通信施設を適切に利用して行う。

なお、無線の通信困難時の際は、伝令を派遣する等の措置を取る。

#### ■主な通信手段

主な通信手段		主な使用条件等	主な通信区間
有線	一般加入電話 ファクシミリ	指令の伝達及び報告は、原則として電話又はファクシミリ文書で行う	市対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る	
無線	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	有線電話が使用不能となった場合は、県・近隣市町村及び防災関係機関との通話が可能	市対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
	市防災行政無線	<管理方法> ◆移動局の本部集結 ◆本部の指示による搬出 <通信統制方法> ◆重要通信(救助、避難等)の優先 ◆統制者の許可による通信(発信、着信) ◆子局間通信禁止の原則(統制者の許可が必要) ◆簡潔通話実施の原則(通話時間) ◆専任従事者の設置 <通信困難時の対応策> ◆冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらう ◆設置場所を移動して良好な受信状態を保つ	市対策本部～災害現場・避難所・防災関係機関

主な通信手段		主な使用条件等	主な通信区間
口頭	連絡員による伝令（文書の携行）	各班、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。 なお、連絡員は連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する	市対策本部～各班・市内防災関係機関

## 2. 被災地特設公衆電話等の設置

救助法が適用された場合等には、市は西日本電信電話株式会社に要請して、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置を行う。

なお、特設公衆電話は、一般の公衆電話や災害時優先電話と同様に輻輳時には発信優先扱いとなる。

また、移動基地局車等による通信の確保や、安否確認用の災害用伝言ダイヤル（171）などが提供される。

## 3. 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のために必要がある時は、非常電話・非常電報を利用することができる。

非常、緊急通話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱われる。

### 1) 非常・緊急通話の利用

緊急に通信連絡の必要があるときは、「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102番」をダイヤルし、オペレーターに「非常通話」または「緊急通話」と告げ、「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称、相手の電話番号及び伝える内容等を告げて申し込む。

#### ■非常緊急電話

区 分	内 容
非常通話	災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。
緊急通話	非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。

### 2) 非常電報の利用

非常扱いの電報、または緊急取り扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

■非常電報の発受機関

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

4. その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。

使用できる主な機関は次のとおりである。

■専用通信施設を使用できる主な機関

優先利(使)用できるもの	通信設備設置機関	申込窓口
県知事 市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 消防団長 消防機関の長	県防災行政無線	県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部	県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・事務所長・出張所長 所長
	福岡管区气象台	その都度依頼する
	J R九州福岡本社	駅長・信号通信区長・工務センター長
	九州電力送配電株式会社	配電事業所
	陸上自衛隊	その都度依頼する
	航空自衛隊	その都度依頼する

2) 非常通信の活用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線（以下「非常通信」という）を行うことができるため、次の計画の定めるところにより活用する。

ア) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ) 非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。

この場合、あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- e) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など災害に関して緊急措置を要するもの

エ) 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a) あて先の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号
- b) 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）
- c) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3) 防災相互通信用無線局の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線局を利用する。

■保有機関

福岡県、福岡市（消防局を含む）、北九州市（消防局を含む）、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合、九州管区警察局（警察本部を含む）、海上保安本庁、関門・宇部海域排出油等防除協議会、国土交通省、西部ガス株式会社、西日本鉄道株式会社、日本赤十字社福岡県支部

## 第4項 非常災害時における通信料の免除扱い

N T T西日本回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

- 1) 天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの
- 2) 災害に際し、N T T西日本が指定する地域及び期間において、被災者が発言する被災状況の通報または救護を求めることを内容とする電報であって、N T T西日本が定める条件に適合するもの

## 第5項 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法

災害時における、地上と陸上自衛隊航空機との交信方法は次のとおりとする。

(昭和43年11月7日決定)

### 1. 地上から航空機に対する信号の種類

旗の種類	事 態	事態の内容	希望事項	摘 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している	緊急着陸または隊員の降下を乞う	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る
黄 旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏等異常が発生している	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒を吊り上げてもらいたい	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する事項はない	

### 2. 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事 項	信 号
了 解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

### 3. 航空機から地上に対する信号要領

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起した後、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

### 4. 表 示

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 7mのHを図示し、風向を吹流し、またはT字形（風向→ト）で明確に示す。

## 第9章 災害広報

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 広報体制	第1項 広報体制の確立	●	●	●	広報班、総務班
	第2項 放送の要請	●			
	第3項 緊急警報放送に係る災害時の放送要請	●			
	第4項 要請手続	●			
第2節 広報内容		●	●	●	総務班、情報収発班
第3節 広報の実施方法		●	●	●	総務班、広報班、情報収発班、消防本部

方針	被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、県、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民及び一般住民に広報を行う。
----	---

### 第1節 広報体制

実施担当	広報班、総務班
------	---------

広報班は、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報にあたる。

#### 第1項 広報体制の確立

各班は、広報活動に必要な情報、資料を情報収発班に提供し、広報班は必要に応じて広報する。

また、広報班は、気象情報や自主避難、避難勧告・指示等の情報を速やかに被災者等へ伝達・周知する。

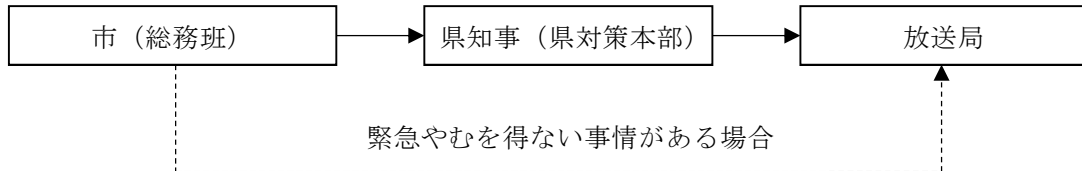
#### 第2項 放送の要請

本部長（市長）は、災害に関する情報を緊急に住民等に周知する必要があると認めるときは、県知事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

なお、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」では、自動的に報道機関にも配信される。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、総務班から直接報道機関に対し要請できる。

■緊急警報放送要請依頼



■放送要請先

要請先	日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局
-----	---

第3項 緊急警報放送に係る災害時の放送要請

- a) 要請権者 …… 市長、県知事
- b) 要請先 …… NHK福岡放送局
- c) 要請事由

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

- 1) 事態が切迫し、避難勧告、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
- 2) 市、防災機関等の通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

第4項 要請手続

- 1) 要 請  
要請は、所定の様式による。
- 2) 要請方法  
原則として、県を窓口とする。  
ただし、緊急の時は、市から直接要請できる。

ア) 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
<p>1. 県防災行政無線電話&lt;発信番号 78&gt;                      防災企画係 <input type="checkbox"/> 700-7022                      消防係 700-7023                      災害対策本部、設置時のみ                      700-7500</p> <p>2. 一般加入電話                      防災企画係 <input type="checkbox"/> (092)641-4734  <input type="checkbox"/> (092)643-3112                      災害対策本部、設置時のみ                      (092)643-3986</p>	<p>1. 県防災行政無線電話&lt;発信番号 78&gt;                      宿直室 <input type="checkbox"/> 700-7027                      防災危機管理局事務室、宿直室対応可                      700-7020~7025                      災害対策本部、設置時のみ                      700-7500</p> <p>2. 一般加入電話                      宿直室切替 <input type="checkbox"/> (092)641-4734                      災害対策本部、設置時のみ                      (092)641-3986</p>
<p>備考. <input type="checkbox"/>内の電話を優先すること。</p>	

イ) 市、県からNHK福岡放送局への要請

<p>1. 一般加入ファックス (092) 781-4270                      771-8579</p> <p>ただし、この場合も別途電話連絡すること</p> <p>2. 県防災行政無線電話 &lt;発信番号 78&gt; 982-70</p> <p>3. 一般加入電話 (092) 741-7557                      741-4029</p>
--

## 第2節 広報内容

実施担当	総務班、情報収発班
------	-----------

総務班及び情報収発班は、災害応急対策の第一次の実施機関として、広報事項の優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

なお、広報活動にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮するよう努める。

また、被災者の安否に関する情報の照会手続きについて、住民に対して周知を図る。

広報事項はおおむね次のとおりとする。

- ア) 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ) 避難勧告・指示等に関すること
- ウ) 避難所の設置に関すること
- エ) 自治会、自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- オ) 災害時における住民の心がまえ
- カ) 安否情報に関すること
- キ) 災害応急対策実施の状況に関すること
- ク) 炊き出しその他による食品の供与に関すること
- ケ) 飲料水の供給に関すること
- コ) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること
- サ) 電気・ガス・水道等の供給に関すること
- シ) 災害応急復旧の見通しに関すること
- ス) 仮設住宅の供与に関すること
- セ) 物価の安定等に関すること
- ソ) その他

## 第3節 広報の実施方法

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、消防本部
------	--------------------

### 1. 警戒時及び災害発生直後の広報活動

総務班、広報班、情報収発班、消防本部は、災害の発生するおそれがあるとき、または災害発生直後には、住民等に対し、広報車、コミュニティ無線（屋外拡声器）、災害情報等配信システム（電話・FAX・メール）、緊急速報メール等の方法で、危険情報の伝達や避難等の広報を行う。

### 2. 応急活動時の広報

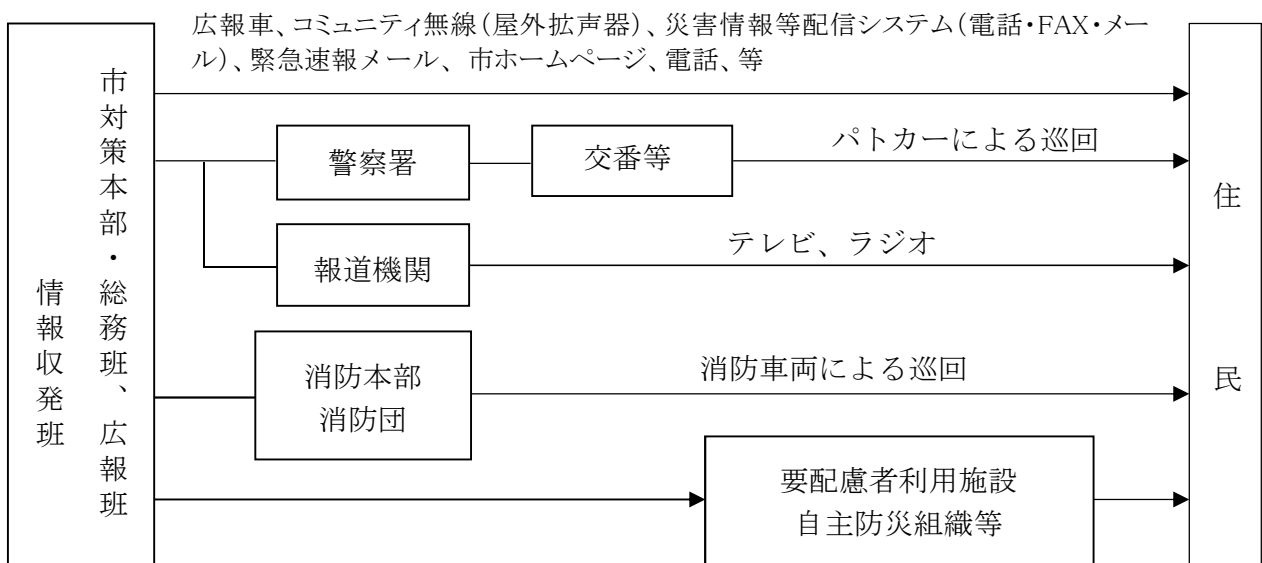
広報班、情報収発班は、応急活動時には、コミュニティ無線（屋外拡声器）、テレビ、ラジオ、広報車等にて広報する。

また、総務班は、各班からの広報依頼により、広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。

このほか、以下のような方法を適宜選択し、速やかに広報を行う。

- ア) 広報車等による現場広報
- イ) 消防団等における個別広報
- ウ) 避難所・避難場所等における派遣広報

#### ■災害広報伝達経路



※土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設 資料-142

## ■広報の手段、内容

担 当	伝達手段
総務班	コミュニティ無線、防災メール・まもるくん、災害情報等配信システム、緊急速報メール、電話、FAX
広報班	電話、FAX、広報車による巡回
情報収発班	市ホームページ、SNS（Facebook、Twitter、mixi他）
施設管理者	館内放送、ハンドマイク、口頭等
自治会、自主防災組織	コミュニティ無線、電話、口頭等

# 第10章 避難対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	避難計画の実施体制	●			救助班、教育施設班、総務班
第2節	避難圏と避難施設				救助班、教育施設班
	第1項	指定緊急避難場所、指定避難所の基準	●		
	第2項	指定緊急避難場所（1次避難所）及び緊急一時待機施設	●		
	第3項	指定避難所（2次避難所）	●		
	第4項	福祉避難所	●		
第3節	避難情報の発令				総務班、広報班、情報収発班、建設復旧班 自衛隊、警察署
	第1項	高齢者等避難の発令	●		
	第2項	避難指示の発令	●		
	第3項	避難指示の判断基準	●		
	第4項	避難指示の内容等	●		
第5項	実施の通知と周知	●			
第4節	警戒区域の設定	●			総務班
第5節	避難者の誘導等				救助班、消防団
	第1項	避難の方法	●		
	第2項	優先避難	●		
第3項	避難者の誘導方法	●			
第6節	避難行動要支援者の避難に関する配慮				救助班、社会福祉協議会
	第1項	在宅の避難行動要支援者	●		
第2項	社会福祉施設等の避難行動要支援者	●			
第7節	避難所の開設と運営				救助班、教育施設班、衛生班、総務班
	第1項	避難所の開設	●		
	第2項	避難所の運営	●	●	
	第3項	避難者の把握及び避難所の生活環境の把握	●	●	
	第4項	在宅避難者対策	●	●	
第5項	避難所の開設期間	●	●		

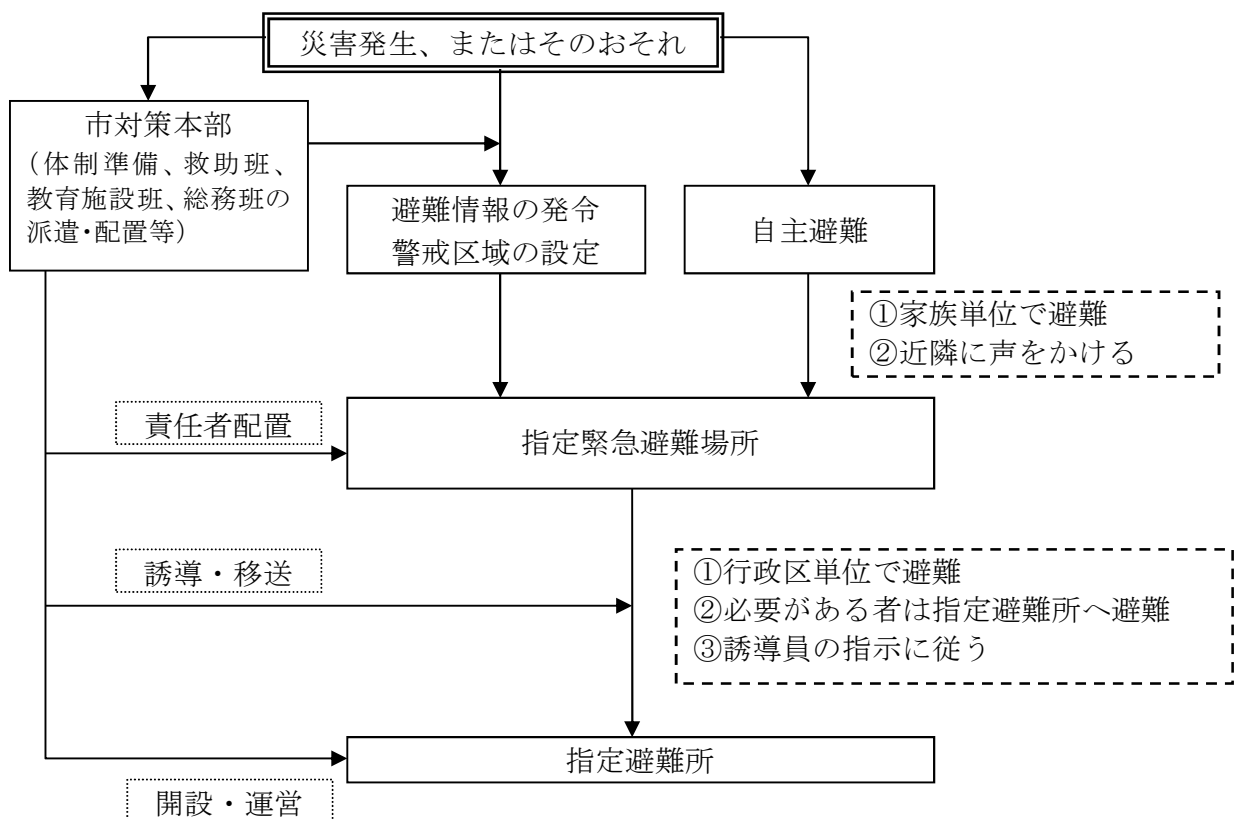
方針	<p>災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。</p> <p>被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じて各避難所を設置する。なお、その際には要配慮者に十分配慮する。</p>
----	---

## 第1節 避難計画の実施体制

実施担当	救助班、教育施設班、総務班
------	---------------

避難計画に係る実施活動の体制はおおむね次のとおりである。

### ■避難の流れ



## 第2節 避難圏と避難施設

実施担当	救助班、教育施設班
------	-----------

### 第1項 指定緊急避難場所、指定避難所の基準

市域の状況を勘案し、一定の基準を満たす施設または場所を指定緊急避難場所、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。

#### ■指定緊急避難場所・指定避難所

項 目	施設等の指定基準
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異常現象の種類ごとに指定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、急傾斜地の崩壊、土石流</li> </ul> </li> <li>○ 上記の災害の危険が及ぶことが予想される区域（災害想定区域）の外にあること。ただし、区域内であっても、その災害に対して安全上支障がないと認められる構造物であること。</li> <li>○ 災害が発生した場合において、指定場所・施設が住民等に開放されること。</li> </ul>
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の保護を行うために必要となる適切な規模を有すること。</li> <li>○ 被災者の適切な保護を行うことが可能な構造・設備を有すること。</li> <li>○ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が、比較的容易な場所にあること。</li> </ul>

### 第2項 指定緊急避難場所及び緊急一時待機施設

指定緊急避難場所として、各小学校区の小中学校、公民館、共同利用施設等を指定する。

ただし、土砂災害警戒区域内に立地する公民館については、指定緊急避難場所への指定が困難なため、緊急一時待機施設と位置付け、避難行動が可能となった場合は速やかに指定避難所等へ避難する。

小学校区	施設名称	所在地	収容人員 (人)	電話番号	備考
太宰府	太宰府小学校	連歌屋 1-2-1	335	922-4069	
	北谷只越集会所	北谷 790-2	—	—	
	松川運動公園体育館	御笠 5-3-1	508	925-2720	
	上下水道事業センター	御笠 5-3-1	344	408-4024	
	三条公民館	宰府 5-6-21	61	923-3480	
	連歌屋公民館	宰府 3-5-3	52	922-4552	
	馬場公民館	宰府 2-8-5	79		
	新町公民館	宰府 1-2-3	50	922-7448	
	太宰府館	宰府 3-2-3	176	918-8700	
	湯の谷公民館	石坂 3-30-29	58	922-9440	
	五条西公民館	朱雀 1-5-1	44	—	
	体育センター	白川 2-1	418	921-0180	
	男女共同参画推進センタールミナス	白川 2-2	137	925-5404	
太宰府東	秋山公民館	石坂 1-14-31	44	775-9501	
	五条台公民館	五条 6-4-6	41	923-0946	
	東ヶ丘公民館	青山 2-5-8	78	922-9490	
	星ヶ丘公民館	青山 4-22-9	76	923-0910	
	子育て支援センター	五条 3-7-1	208	919-6001	
太宰府南	緑台公民館	梅香苑 3-4-29	57	—	
	梅香苑公民館	梅香苑 1-13-8	78	922-9438	
	高雄公民館	高雄 2-3844-5	108	925-5567	
	高雄台公民館	高雄 6-8-13	100	922-9767	
	梅ヶ丘公民館	梅ヶ丘 2-1-15	63	923-8611	
水 城	坂本公民館	坂本 3-5-17	38	—	
	観世音寺公民館	観世音寺 4-15-23	85	921-5958	
	桜町公民館	朱雀 2-5-1	37	925-6233	
	榎公民館	朱雀 4-18-27	60	922-9813	
	榎寺公民館	朱雀 6-9-5	55	922-9717	
	南体育館	朱雀 2-4-1	198	925-3666	
	芝原公民館	通古賀 6-14-17	39	925-3649	
	通古賀共同利用施設	通古賀 4-6-26	113	928-2622	
国 分	国分小学校(体育館・校庭)	国分 2-10-1	348	922-2530	
	水城共同利用施設	水城 1-24-18	140	922-9719	
	国分共同利用施設	国分 3-17-6	132	924-3329	
	文化ふれあい館	国分 4-9-1	351	928-0800	

小学校区	施設名称	所在地	収容人員(人)	電話番号	備考
水城西	都府楼共同利用施設	都府楼南 3-4-1	125	924-4973	
	向佐野共同利用施設	向佐野 2-8-8	119	922-9743	
	吉松共同利用施設	吉松 3-10-15	165	924-6903	
	とびうめアリーナ (総合体育館)	向佐野 21-2	—	408-1354	
太宰府西	大佐野公民館	大佐野 3-5-16	104	922-1900	
	つつじヶ丘公民館	大佐野 6-26-12	64	925-9085	
	ひまわり台公民館	大佐野 6-8-5	48	—	
	大佐野台共同利用施設	大佐野 5-4-1	42	—	
	長浦台共同利用施設	長浦台 1-9-6	82	922-0015	
	青葉台共同利用施設	青葉台 4-7-1	101	922-9884	

■緊急一時待機施設

小学校区	施設名称	所在地	収容人員(人)	電話番号	備考
太宰府	北谷公民館	北谷 262	71	—	
	内山公民館	内山 675	53	—	
	松川公民館	御笠 1-12-20	72	922-9702	
国分	水城台公民館	水城 3-15-9	67	985-0900	
	水城ヶ丘公民館	水城 6-18-11	58	—	

第3項 指定避難所

指定避難所として、次の施設を指定する。

■指定避難所

小学校区	施設名称	所在地	電話番号
太宰府	太宰府小学校	連歌屋 1-2-1	922-4069
	体育センター	白川 2-1	921-0180
	男女共同参画推進センター	白川 2-2	925-5404
	いきいき情報センター	五条 3-1-1	928-5000
	松川運動公園体育館	御笠 5-3-1	925-2720
	上下水道事業センター	御笠 5-3-1	408-4024
	太宰府館	宰府 3-2-3	918-8700
太宰府東	太宰府中学校	五条 4-9-1	925-2231
	太宰府東小学校	青山 3-4-1	925-3611
	子育て支援センター	五条 3-7-1	919-6001
太宰府南	太宰府南小学校	高雄 2-3855	922-9220
	太宰府東中学校	高雄 2-3964-1	921-3231

小学校区	施設名称	所在地	電話番号
水 城	水城小学校	観世音寺 3-13-1	923-3048
	学業院中学校	観世音寺 3-11-1	923-2521
	南体育館	朱雀 2-4-1	925-3666
	プラム・カルデア太宰府(中央公民館)	観世音寺 1-3-1	921-2101
国 分	国分小学校	国分 2-10-1	922-2530
	文化ふれあい館	国分 4-9-1	928-0800
水城西	水城西小学校	向佐野 90	923-2559
	とびうめアリーナ(総合体育館)	向佐野 21-2	408-1354
太宰府西	太宰府西小学校	大佐野 4-6-30	924-4334
	太宰府西中学校	向佐野 3-9-1	921-1711

## 第4項 福祉避難所

各避難所以外に、必要に応じて、高齢者や障がい者等の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容するため、福祉避難所及び福祉避難エリアを設置する。

### ■福祉避難所

名 称	所在地	電話番号	受入対象者
総合福祉センター	白川2-10	923-3230	妊産婦、乳幼児、外国人
福岡県立太宰府特別支援学校	大佐野557-1	924-5055	身体障がい児者、知的障がい児者
社会福祉法人同朋会 特別養護老人ホーム同朋園	向佐野515	922-6188	高齢者
社会福祉法人梅香福祉会 特別養護老人ホームサンケア太宰府	高雄3-4227-40	922-8833	高齢者
障害者支援施設宰府園	大佐野761-1	925-7200	身体障がい児者、知的障がい児者
児童発達支援センターすみれ園	大佐野42-1	925-4681	乳幼児

※とびうめアリーナ(総合体育館)は1階の多目的ラウンジ及び軽運動トレーニング室を福祉避難エリアとする

## 第5項 協定による避難所

災害の状況により、災害時避難所施設利用に関する協定を締結している避難所を開設する。

### ■協定による避難所

施設名称	所在地	電話番号
筑紫女学園大学体育館	石坂 2-12-1	925-3511
九州情報大学体育館	宰府 6-3-1	928-4000
株式会社宰都ビル	御笠 1-5-15	922-8333
養護老人ホーム双葉	三条 1-4-1	922-3557
筑紫台高等学校体育館	連歌屋 1-1-1	923-0010
福岡女子短期大学体育館	五条 4-16-1	922-4034
福岡県立太宰府高等学校体育館	高雄 3-4114	921-4001
福岡県立筑紫高等学校体育館	筑紫野市針摺東 2-4-1	922-8833
学校法人 筑陽学園体育館	朱雀 5-6-1	922-7361
介護老人保健施設同朋	宰都 2-8-12	924-6988
ケアハウス同朋	宰都 2-8-12	928-6811
筑紫看護高等専門学校	国分 3-13-1	922-5684
福岡県立福岡農業高等学校体育館	大佐野 250	924-5031
学校法人都築育英学園	五条 3-11-25	922-7231

### ■協定による福祉避難所

名称	所在地	電話番号	受入対象者
総合福祉センター	白川2-10	923-3230	妊産婦、乳幼児、外国人
福岡県立太宰府特別支援学校	大佐野557-1	924-5055	身体障がい児者、知的障がい児者
社会福祉法人同朋会 特別養護老人ホーム同朋園	向佐野515	922-6188	高齢者
社会福祉法人梅香福祉会 特別養護老人ホームサンケア太宰府	高雄3-4227-40	922-8833	高齢者
障害者支援施設宰府園	大佐野761-1	925-7200	身体障がい児者、知的障がい児者
児童発達支援センターすみれ園	大佐野42-1	925-4681	乳幼児

## 第3節 避難情報の発令

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、建設復旧班、自衛隊、警察署
------	-----------------------------

避難の指示等については、以下に示すとおりである。

### 第1項 警戒レベル3 高齢者等避難の発令

災害が発生し、または発生のおそれがあるときに、本部長（市長）は、高齢者、妊産婦、乳幼児及び障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難を発令する。

### 第2項 警戒レベル4 避難指示の発令

本部長（市長）は、基本法第60条に基づき、災害が発生し、または発生のおそれがあるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し「避難指示」を行う。

総務班及び広報班は、関係機関と連携し、避難指示に関する事務を行う。

なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

避難指示について、実施責任者、措置及び実施基準は次のとおりである。

実施に当たっては、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）を中心として、近密な連携をとる。

■警戒レベル4 避難指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	意思決定 代行順位  その他の 委任市職員	災害全般	指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	基本法 第60条第1項
	県知事	災害全般	指示	上記の場合において、市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	同上 第6項
	警察官	災害全般	指示	上記の場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき	同上 第61条第1項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法 (昭和23年法律第136号) 第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	上記の状況で、特に急を要するとき	
自衛官 (災害派遣 時に限る)	災害全般	警告 (準用)	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
県知事、県 知事の命を 受けた県職 員 (洪水は 水防管理者 を含む)	地すべり	指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	がけ崩れ	指示	がけ崩れにより著しい危険が切迫していると認められるとき	急傾斜地法 第7条
	土石流	指示	土石流により著しい危険が切迫していると認められるとき	砂防法第4条
	洪水	指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

## 1. 第一次警戒体制

### 1) 水 害

御笠川がはん濫注意水位（2.10m）に到達し、さらに上昇がみこまれる場合

- ア) 防災パトロールを実施する。
- イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

### 2) 土砂災害

土砂災害危険度がレベル2に到達した場合

- ア) 防災パトロールを実施する。
- イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

## 2. 第二次警戒体制

### 1) 水 害

御笠川がはん濫危険水位（2.82m）に到達した場合

- ア) 住民等に避難準備を行うように広報する。
- イ) 必要に応じて、基本法に基づく避難勧告・指示を行う。

### 2) 土砂災害

土砂災害危険度がレベル3に到達した場合

- ア) 住民等に避難準備を行うように広報する。
- イ) 必要に応じて、基本法に基づく避難勧告・指示を行う。

## 第3項 避難情報の判断基準

### 1. 水 害

御笠川（水位周知河川）の決壊・溢れによるはん濫に対する避難情報の発令の判断基準は、以下のとおりである。

#### ■御笠川に対する避難情報の発令の判断基準

観測所名	落合橋水位観測所 (はん濫危険水位：2.82m・避難判断水位：2.55m・はん濫注意水位：2.10m)
警戒 レベル3 高齢者 等避難	1～2のいずれか1つ該当する場合で、かつ、今後の気象予報等を考慮し、河川の特 性、堤防の整備状況、要配慮者等の住家・施設の状況及び今後の気象予報等を 考慮し、市長が発令すべきと判断したときに高齢者等避難を発令するものとす る。 1:御笠川の落合橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が 見込まれる場合 2:漏水等が発見された場合

<p>警戒 レベル4 避難指 示</p>	<p>1～2のいずれか1つ該当する場合で、かつ、今後の気象予報等を考慮し、河川の特 性、堤防の整備状況、要配慮者等の住家・施設の状況及び今後の気象予報等を 考慮し、市長が発令すべきと判断したときに避難指示を発令するものとする。 1:御笠川の落合橋水位観測所の水位がはん濫危険水位（特別警戒水位）に達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合 2:異常な漏水等が発見された場合 3:御笠川の落合橋水位観測所の水位が堤防高に達するおそれが高い場合 4:異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊や越流のおそれが高まっ た場合 5:北谷ダムの上流からの流れ込みによる非常用洪水吐越流の事態が発生した場合</p>
<p>警戒 レベル5 緊急安 全確保</p>	<p>河川が氾濫し、既に災害が発生又は切迫しているときに緊急安全確保措置を発令 するものとする。</p>
<p>警戒レベ ル、避難 指示等の 解除</p>	<p>河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎはん濫 注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合</p>
<p>情報の 入手先</p>	<p>①水位観測状況：福岡県河川防災情報 <a href="http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&amp;no=2&amp;no2=0">http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&amp;no=2&amp;no2=0</a></p> <p>②雨量観測状況：福岡県河川防災情報 <a href="http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&amp;no=1&amp;no2=0">http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&amp;no=1&amp;no2=0</a></p> <p>③河川管理者 福岡県那珂県土整備事務所 河川砂防課 電話 092-513-5568</p>

## 2. 土砂災害

土砂災害に対する避難情報の発令の判断は、次のとおりとする。

### ■土砂災害に対する避難情報の発令の判断

警戒レベル	避難情報	判断基準
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	<p>1～4 のいずれか 1 つに該当する場合で、かつ、地形や地質の条件、土砂災害防止施設の整備状況、要配慮者等で住家・施設の状況及び今後の気象予報等を考慮し、市長が発令すべきと判断したときに高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想される場合</p> <p>3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>4:強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
警戒 レベル 4	避難指示	<p>1～4 のいずれか 1 つに該当する場合で、かつ、地形や地質の条件、土砂災害防止施設の整備状況、要配慮者等で未避難者の住家・施設の状況及び今後の気象予報等を考慮し、市長が発令すべきと判断したときに避難勧告を発令するものとする。</p> <p>1:土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>3:大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4:土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>5:土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補完する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</p> <p>6:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>7:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p>

警戒レベル	避難情報	判断基準
警戒レベル5	緊急安全確保	既に土砂災害が発生、または切迫しているときに緊急安全確保措置を発令するものとする。
警戒レベル、避難指示等の解除		①福岡管区気象台が大雨・洪水警報を解除した場合 ②土砂災害警戒情報が解除された場合 ③被災を受けた地区は上記2項目に加え、土砂移動観測機器等が設置され警戒基準雨量を定めるなど警戒避難体制が確立した時点 ④被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形までに回復した時点
情報の入手先		①福岡県土砂災害危険度情報 <a href="http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/main.html?mn=1&amp;ds=1&amp;ct=0&amp;fnm=map">http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/main.html?mn=1&amp;ds=1&amp;ct=0&amp;fnm=map</a> ②砂防施設管理者 福岡県那珂県土整備事務所 河川砂防課 電話 092-513-5568 ③福岡管区気象台 <a href="http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/">http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/</a> 電話 092-725-3601



#### 第4項 避難情報の内容等

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- ア) 実施責任者
- イ) 要避難対象地域
- ウ) 避難先
- エ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の理由
- オ) 避難経路
- カ) 避難時の注意事項（戸締り、携帯品等）

■避難情報等の区分

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、予想される災害に応じた避難場所等へすみやかに立ち退き避難する。 避難場所等への避難はかえって危険であると判断する場合は、近隣のより安全な場所や、建物内のより安全な部屋等への移動を行う。※
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生した状況	命を守るための最善の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第5項 実施の通知と周知

1. 関係機関への通知

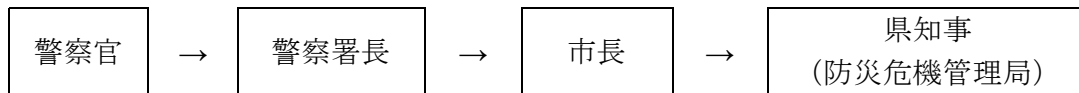
避難指示を行った者は、次により必要な事項を関係機関へ通知する。

1) 市長の措置

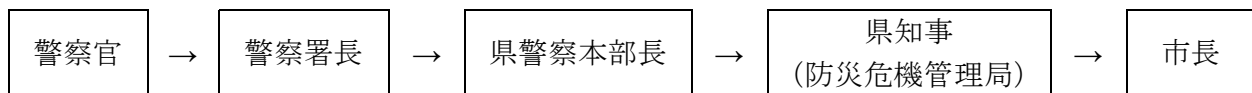


## 2) 警察官の措置

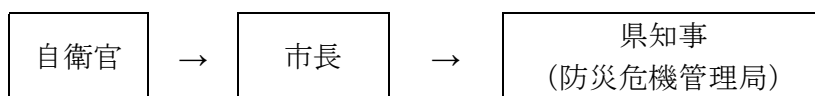
### ア) 基本法に基づく措置



### イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



## 3) 自衛官の措置



## 2. 住民への伝達・周知

本部長（市長）は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により速やかに住民に伝達・周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合（避難指示の解除）も同様とする。

### 1) 対象地域が広範囲な場合

広報車等によるマイク放送を実施するとともに、テレビ、ラジオ等の活用を図る。

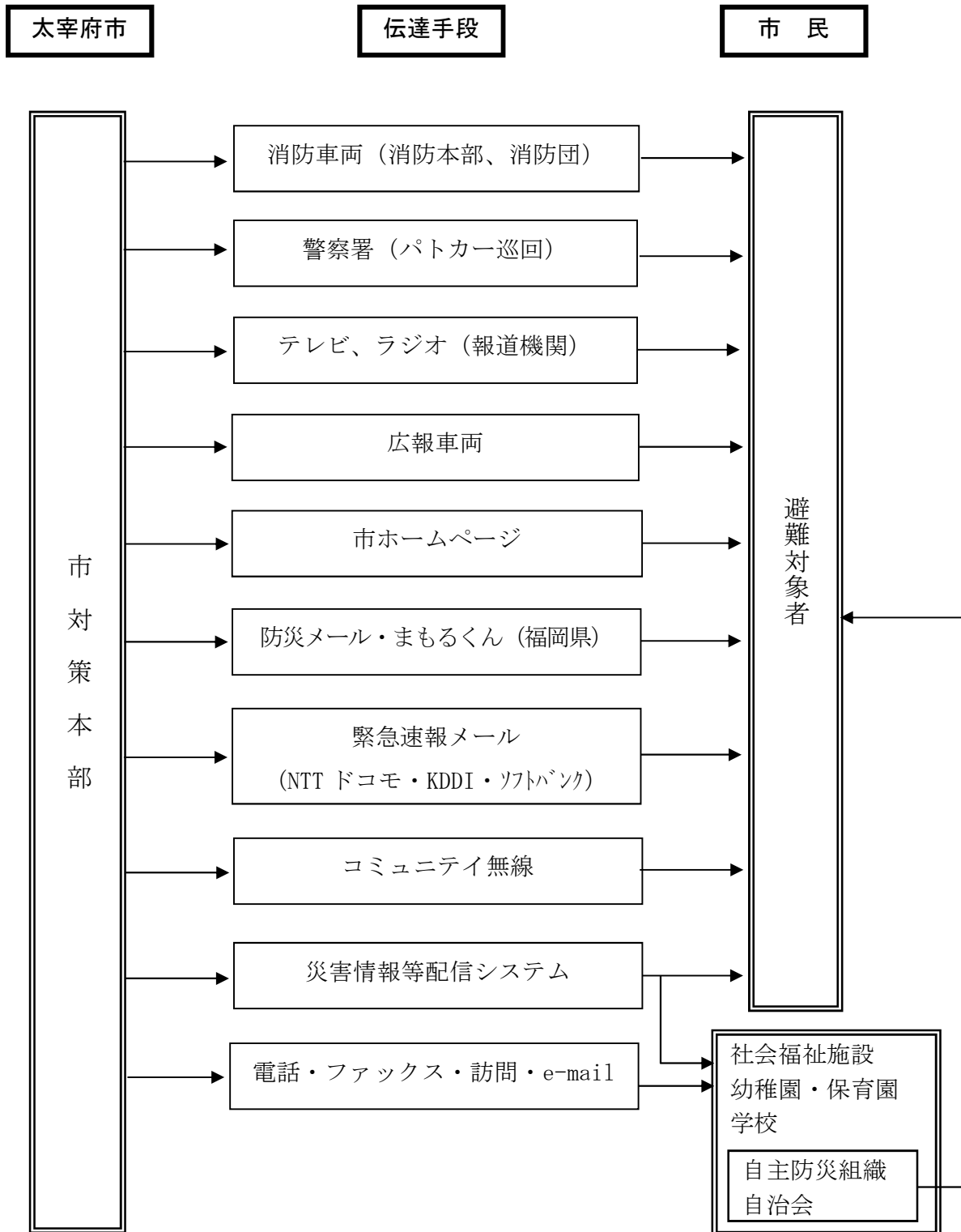
### 2) 対象地域が小範囲な場合

広報車によるマイク放送や消防団等による個別指示を行う。

### 3) 事態が切迫している場合（特に急を要する場合）

コミュニティ無線及び上記の各方法を併用する。

■住民への伝達手段



## 第4節 警戒区域の設定

実施担当	総務班
------	-----

### 1. 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止または退去を命じることができる。

本部長（市長）からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長（市長）の職権を行った場合、その旨を本部長（市長）に通知する。

なお、警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

#### ■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意思決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	基本法 第63条第1項
	警察官	災害全般	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第3項
	県知事	災害全般	市長がその事務を行うことができなくなったとき	同上 第73条

## ■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
消防長 消防署長	—	火災 その他	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員	—	火災	火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	上記の場合において、消防吏員または消防団員がいないとき、またはこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員	—	水害	水防上緊急の必要があるとき	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、またはこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項

※水防団長、水防団員は、消防団長、消防団員と読み替える。

## 2. 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止または退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

## 3. 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

#### 4. 解除とその伝達

本部長（市長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

広報班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

## 第5節 避難者の誘導等

実施担当	救助班、消防団
------	---------

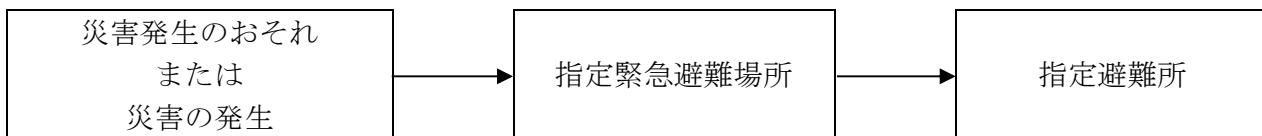
避難の勧告または指示が出された場合、市対策本部は関係機関の協力を得て、住民の安全かつ速やかな避難誘導を実施する。

その際、避難行動要支援者に十分配慮し、優先避難を行うとともに、福祉避難所が設置されている場合には、必要に応じ、福祉避難所へ誘導・移送する。

### 第1項 避難の方法

避難は、次に示す段階的避難方式によりこれを行う。

#### ■避難の方法



区 分	避難単位	避難経路	避難手段
指定緊急避難場所 指定避難所	自治会	避難誘導員の指示	原則として車両禁止 *避難行動要支援者がいる場合を除く

※避難誘導員は、自主防災組織、消防団等とする。

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定緊急避難場所及び指定避難所が使用できない場合、あるいは避難者を収容しきれなくなった場合には、協定締結先である民間団体の協力を求める。それでもなお不足する場合は、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

### 第2項 優先避難

避難については、避難の急を要する地域から行い、避難行動要支援者を優先的に避難誘導・移送を行う。

### ■優先避難者

- 心身障がい者・病弱者
- 高齢者
- 歩行困難な傷病者
- 乳幼児、児童
- 女性
- 日本語を話せない外国人や地理がわからない観光客等の居住者以外

## 第3項 避難者の誘導方法

### 1. 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も適切な指定緊急避難場所または指定避難所の所まで、次のとおり行うものとし、原則として徒歩とする。

なお、指定緊急避難場所または指定避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待機のほか、建物の2階以上や屋上で待機するなど垂直避難を行う。

### 2. 避難誘導員

指定緊急避難場所及び指定避難所への避難の誘導は、自治会や自主防災組織、消防団が中心となって行い、必要に応じて民生委員・児童委員、警察官等の応援を求める。

- ア) 避難の目的・場所を明確に知らせる。
- イ) 避難誘導員は、安全かつ速やかな避難のための指示を行う。
- ウ) 避難上の危険箇所がある場合には、明確にこれを示す。
- エ) 必要に応じ、誘導ロープ等により安全を確保する。
- オ) 避難行動要支援者について、その必要があると判断される場合には、適宜、車両による移送を行う。

### 3. 自治会等のリーダー

指定緊急避難場所及び指定避難所への避難は、原則として自治会単位で行うものとし、各自治会等のリーダーは地区住民の統率に努める。

- ア) あらかじめ、地区住民名簿を作成しておき、避難に際しては、これを携帯しておく。
- イ) 出発及び到着の際には、地区住民名簿により人員点検を行う。
- ウ) 避難誘導員の指示等を地区住民に周知する。

## 4. 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさないよう、以下に示すような最小限のものとする。  
なお、平常時より、非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

### ■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料・飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

## 5. 家庭動物の避難支援

家庭動物の飼い主は、避難の際には家庭動物と一緒に避難（同行避難）する。

市は、民間団体の動物愛護推進員等に、家庭動物の保護、同行避難の誘導・支援の協力を求める。

## 6. 広域的避難者の受け入れ

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町から区域外への広域的な避難及び避難場所、仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受入体制を整えるとともに、県に市外での避難収容に関する支援を要請する。

## 第6節 避難行動要支援者の避難に関する配慮

実施担当	救助班、社会福祉協議会
------	-------------

市対策本部は、災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援のために必要と認めるときは、太宰府市避難行動要支援者名簿の情報の利用及び関係機関への情報提供を行う。

※避難行動要支援者とは、基本法（第49条の10）の規程により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

### 第1項 在宅の避難行動要支援者

市対策本部は、警察、自治会、民生委員・児童委員及び住民等の協力を得ながら、太宰府市避難行動要支援者名簿等を利用するなどして、避難行動要支援者の状況把握・発見に努めるとともに、必要に応じて福祉避難所を開設し移送する。

自宅等に取り残された避難行動要支援者を発見した場合には、次により適切な措置をとる

#### ■居宅等に取り残された避難行動要支援者を発見した場合の措置

住民の対応	○ 避難誘導員等に伝達・連絡または避難所等へ移送する。
市対策本部の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定緊急避難場所へ移送するよう手配する。</li> <li>○ 指定避難所が開設されている場合は、最寄りの指定避難所へ移送し、福祉避難所が開設されている場合には、必要に応じて福祉避難所へ移送するよう手配する。</li> <li>○ 社会福祉施設へ緊急入所させるよう手配する。</li> </ul>

### 第2項 社会福祉施設等の避難行動要支援者

#### 1. 社会福祉施設等の被災状況の把握

社会福祉施設等について、次に示す被災情報を調査・把握し、市対策本部に速やかに連絡する。

**■連絡事項**

- 施設入所者の被災状況
- 施設・設備の被災状況
- 他施設からの被災者等の受け入れ可能人数
- ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の整備・確保に努める。

**2. 社会福祉施設等の避難行動要支援者の避難**

市対策本部は、災害により社会福祉施設等が被害を受け、入所者を他へ移送する必要がある時で、市内の福祉施設等での受け入れが不可能な場合は、近隣市町村へ入所等についての協力要請を行う。

社会福祉施設等は、平常時から防災訓練の実施やボランティア等との連携協力体制の構築・強化等、さらには食料・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。

## 第7節 避難所の開設と運営

実施担当	救助班、教育施設班、衛生班、総務班
------	-------------------

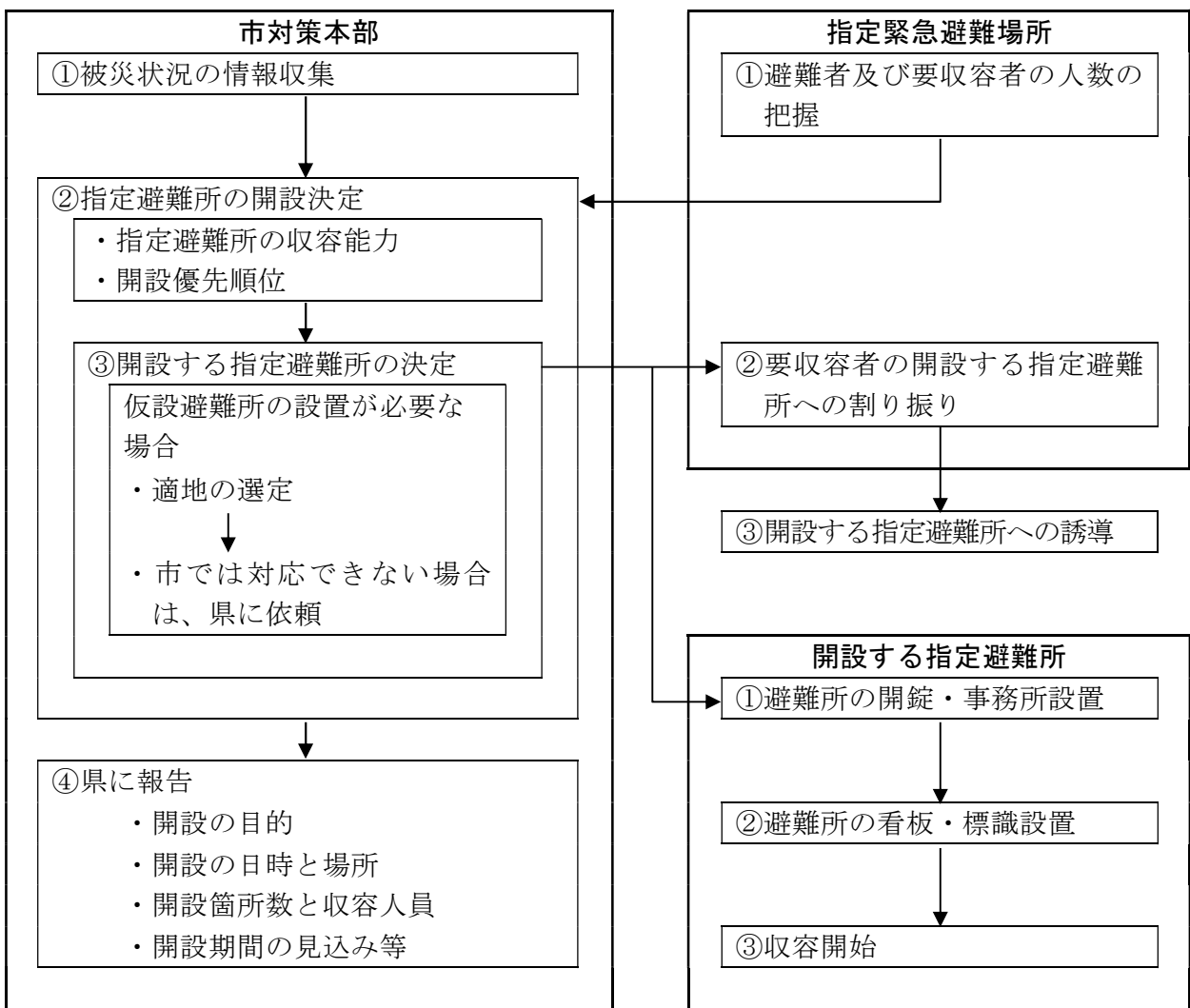
### 第1項 避難所の開設

#### 1. 開設の目的

市対策本部は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、その必要のある者を一時的に収容し保護するための施設として指定避難所を開設する。

また、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

#### 2. 開設の流れ



### 3. 開設の方法

市対策本部は、必要と判断するときには、直ちに避難所及び福祉避難所を開設する。

救助班及び教育施設班は、開設する避難所の管理者等に連絡し、開錠・開設すると同時に、避難所担当職員を2人一組編成で派遣する。

また、開設した避難所の名称・位置等を速やかに住民に対し周知するとともに、収容すべき者の誘導・保護を行う。

なお、避難所及び福祉避難所を開設した場合には、下記の報告事項について、速やかに県に連絡する。

同様に、避難所及び福祉避難所の閉鎖についても、速やかに県に連絡する。

#### ■県への報告事項

- 避難所開設の日時及び場所（開設箇所数）
- 収容状況及び収容人員
- 開設期間の見込み
- 避難対象地区名

避難所の開設に当たっては、避難圏ごとに要収容者の人数を調査・把握し、指定避難所の被災状況・収容能力等により要収容者を収容するに十分なだけの避難所を開設する。

なお、被害が深刻で、指定避難所の利用が困難な場合、または指定避難所の開設だけでは収容能力が不足する場合には、速やかに代替施設を指定・開設、または適地を選定し仮設物・天幕等を設置、これを仮設避難所とする。

設置に当たって、市だけでは対応できない場合には、県に依頼する。

市は、あらかじめ指定避難所の施設管理者（責任者）との間で協議を行い、施設の鍵の管理について取り決めを行う。

### 4. 避難者の受け入れ

避難所の開設時に、要配慮者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれを受け入れる。

### 5. 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を準備する。

## 第2項 避難所の運営

### 1. 運営担当

市対策本部は、避難所を開設した場合には、速やかに救助班及び教育施設班の避難所担当職員を開設避難所に派遣する。

救助班及び教育施設班は、避難所の運営、市対策本部との連絡調整を行うほか、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

特に、高齢者や身体障がい者等の福祉ニーズをはじめ、女性や乳幼児等のニーズの把握には十分配慮した運営に努める。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

※避難所運営マニュアルを参照すること。

#### ■運営内容等

避難所の管理・運営担当	救助班、教育施設班
避難所への派遣人員	開設避難所の避難者数等を勘案して人員を決定する
連絡体制	固定電話、ファクシミリ、携帯電話、メール、無線等による
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に運営事務所を設置</li> <li>・ 被災者の収容・保護</li> <li>・ 市対策本部との連絡</li> <li>・ 避難者名簿の作成（避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報も把握する）</li> <li>・ 避難者ニーズの把握・調整</li> <li>・ 調達された食料等の避難者への配付</li> <li>・ 医療等の措置を必要とする避難者の移送</li> <li>・ 災害情報、支援情報、避難者情報等の広報</li> </ul>
要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員の訪問等による実態調査の実施</li> <li>・ 避難者の障がいや身体の状態に応じ、より適切な措置を受けられる施設への速やかな移送</li> <li>・ 保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣 (市はあらかじめ有資格者名簿を整備しておく)</li> <li>・ 高齢者、重度心身障がい者、乳幼児等に配慮した食糧の支給</li> </ul>

## 2. 避難者カード・名簿の作成

避難所担当職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを総務班に送付する。

## 3. 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、例えば、班長が男性ならば副班長は女性、班長が女性ならば副班長は男性というように、区域別班長や副班長に女性を選出するなどの配慮を行う。

### ■協力要請事項

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

## 4. 食料、生活物資の確保、受け取り、配分

避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を救助班から確保する。

物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

## 5. 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

## 6. 広 報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

## 7. 管理・運営の留意点

関係各班、自主防災組織は、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行うよう努める。

### ■管理・運営の留意事項

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 要配慮者への配慮
- プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 家庭動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とする
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮

## 8. 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、上記の管理・運営の留意事項に加えて、次のような対策を行う。

### ■長期化への対策事項

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師等による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、乳幼児の目線）を取り入れる。
- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

## 9. 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。  
この場合、以下の点に留意する。

### ■留意事項

- 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 警察等との連携
- 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- 避難者名簿の作成（なお、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する）
- 要配慮者に対する配慮
- 次の事項について県へ速やかに報告する。
  - ア) 避難所開設の日時及び場所
  - イ) 収容状況及び収容人員
  - ウ) 開設期間の見込み
  - エ) 避難対象地区

## 10. 家庭動物に係る配慮

救助班、衛生班は、家庭動物と同行避難を行った避難者については、適正な飼育に係る指導・支援を行う。

また、避難所における家庭動物の飼育状況等に関する情報について、県に報告を行う。

## 第3項 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

### 1. 避難者の把握

救助班、教育施設班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等についても把握し、県への報告を行う。

### 2. 避難所の生活環境の把握

救助班、教育施設班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するように努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

### 3. 避難所以外の避難者への対応

指定避難所への避難が原則となるが、車中泊避難者等のやむを得ない理由で避難所に滞在できない避難者に対しても、食料等の必要物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等、必要な支援を行う。そのためにも、自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、避難所以外の避難者の把握（人数、支援の要否、内容等）については避難所での避難者の把握に準じ、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。また、運営についても避難者自身による自主運営の形態で行えるよう努める。

## 第4項 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

## 1. 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

## 2. 食料等の配給

在宅避難者への食料等の配給は、各避難所または状況により地区の要所で行う。

配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

## 第5項 避難所の開設期間

救助法による避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、本部長（市長）は県知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

また、仮設避難所を都市公園内に設置した場合には、その占有の期間は6ヶ月を越えることはできない。（都市公園法施行令第14条）

# 第11章 救助・救急活動

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 救助・救急活動	第1項 救助情報の収集	●			消防本部、救助班
	第2項 救助活動	●	●		
	第3項 救急活動	●			

方針	市は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。
----	--

## 第1節 救助・救急活動

実施担当	消防本部、救助班
------	----------

### 第1項 救助情報の収集

#### 1. 発見者の通報

要救助者を発見した者は、消防本部、警察署または市対策本部等へ通報する。

#### 2. 要救助者情報の収集

災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助者情報を収集し、消防本部または市対策本部に連絡する。

市対策本部は、消防本部、警察等に通報された情報を収集し管理する。

### 第2項 救助活動

#### 1. 救助チームの編成

被災者の救出に当たっては、消防本部が中心となり関係機関と連携し、救助チームを編成する。また、救助活動に必要な車両、舟艇、特殊資機材等を調達し、被災者情報をもとに出動する。

要配慮者については、太宰府市避難行動要支援者名簿等を活用し、救急・救助活動を実施する。

なお、行方不明者を発見した際、すでに死亡が明らかな場合については、警察署に連絡する。

## 2. 応援要請

消防本部は、災害の状況等により、警察等の応援を要請する。

自衛隊の派遣が必要な場合は、本部長（市長）が県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県及び隣接市町の協力または土木・建設組合等に出動を要請する。

## 3. 救助活動

消防本部は、装備資器材を活用して、救助活動を実施するとともに、救助活動を指揮する。

この場合、現場に出動した消防団、警察署、自衛隊等と連携し、活動を実施する。

## 4. 住民及び自治会等の役割

住民及び自治会等の地区組織や事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

なお、救助チームが到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

## 5. 救助法の適用に基づく措置

救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>○ 災害のため、生死不明の状態にある者</li> </ul>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から3日以内。</li> </ul> <p>ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)</p>

### 第3項 救急活動

消防本部は、災害現場から医療救護所または医療機関等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、医師会、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

## 第12章 医療救護活動

節	項	初動	応急	復旧	実施担当	
第1節	情報収集・連絡体制	●			救助班、保健福祉環境事務所	
第2節	医療救護活動				救助班、医師会、保健福祉環境事務所	
	第1項	医療救護チームの編成	●			
	第2項	医療救護所の設置	●			
	第3項	医療救護活動の実施	●			
	第4項	後方医療機関の確保と搬送	●			
	第5項	医薬品、医療資器材の確保	●			
	第6項	被災者の健康と衛生状態の管理	●	●		
第3節	救助法に基づく措置	●	●	●	総務班、救助班	

方針	市及び県等は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行う。
----	---

### 第1節 情報収集・連絡体制

実施担当	救助班、保健福祉環境事務所
------	---------------

福岡県救急医療情報センターや福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）等を活用し、災害発生初期の的確な医療被害情報収集と迅速な医療救護活動の実施を図る。

福岡県救急医療情報センター (広域災害医療情報センター)	福岡市博多区博多駅南 2-9-30	092-471-0099
---------------------------------	-------------------	--------------

- 1) 災害発生時は、県救急医療情報センターが県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センター、災害拠点病院等がそのサブセンターとして機能することから、県と連携して、医療救護活動に必要な情報を収集する。
- 2) 災害発生後における被災医療機関からの医療機関の被災状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等の情報を収集し、その明確化を図る。

資料編：5-10 市内病院及び診療所一覧

#### ■医療情報の収集事項

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、医療救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、医療救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

## 第2節 医療救護活動

実施担当	救助班、医師会、保健福祉環境事務所
------	-------------------

### 第1項 医療救護チームの編成

#### 1. 医療救護チームの要請

救助班は、災害により多数の負傷者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・出動を要請する。

また、災害の規模、状況によっては、県に対し福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や市外の公立病院その他の応援要請を行う。

災害により多数の傷病者が発生した場合	<input type="radio"/> 医師会に医療救護チームの出動を要請する <input type="radio"/> 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
医療関係者が自ら必要と認めたとき	<input type="radio"/> 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

#### 2. 医療救護チームの編成

医師会は、市（救助班）からの要請を受けて、歯科医師会、薬剤師会等と連携して医療救護チームを編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

なお、医療救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

名称	編成機関	チームの構成	備考
医療救護チーム	医師会	医師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名	必要により運転手：1名

## 第2項 医療救護所の設置

救助班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

### ■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

## 第3項 医療救護活動の実施

派遣された医療救護チーム及び医療機関の活動内容は、次のとおりである。

### ■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

### ■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

※トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

## 第4項 後方医療機関の確保と搬送

救助班は、医師会等からの医療情報をもとに、重症者を収容する災害時救急病院を確保する。市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市内の災害拠点病院または近隣の災害拠点病院に収容する。

医療救護所から市内の災害時救急病院または市内の災害拠点病院へは、救急車または市有車両等で搬送する。

また、必要に応じて、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。

## 第5項 医薬品、医療資器材の確保

### 1. 医薬品、医療資器材の確保

救助班は、薬剤師会、医薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。

不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

入手が困難なときは、市対策本部から保健福祉環境事務所を通じて県対策本部へ、または県対策本部へ直接、供給を要請する。

### 2. 輸血用血液の確保

救助班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を依頼する。

また、必要に応じて住民等に献血を呼びかける。

## 第6項 被災者の健康と衛生状態の管理

救助班は、保健福祉環境事務所と協力して、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

### 1. 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

### 2. 健康状況の把握

救助班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

また、保健福祉環境事務所と協力して、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

### 3. 相談・指導

救助班は、保健福祉環境事務所と協力して、巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止するよう努める。

### 4. 医療の情報の提供

救助班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民等に提供する。

### 5. こころのケア対策

救助班は、大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、福岡県保健福祉環境事務所、精神科医療機関、福岡県児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的負担の軽減に努める。

#### ■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

#### ■精神科救護チームの編成基準

構 成	備 考
精神科医（1名）、保健師（1名）、看護師（1名）、事務（1名）、作業療法士（1名）	保健師、作業療法士、運転手は必要に応じて編成

## 第3節 救助法に基づく措置

実施担当	総務班、救助班
------	---------

救助法に基づく措置は、次のとおりである。

### 1. 医療救助の対象

- ア) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- イ) 応急的に医療を施す必要がある者

### 2. 医療救助の範囲

- ア) 診 察
- イ) 薬剤または治療材料の支給
- ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- エ) 病院または診療所への収容
- オ) 看 護

### 3. 医療救助の期間

災害発生の日から14日以内。

ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

### 4. 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む）で、災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者

### 5. 助産救助の範囲

- ア) 分娩の介助
- イ) 分娩前後の処置
- ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

## 6. 助産救助の期間

分娩の日から7日以内。

ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(特別基準)

## 7. 実施方法

### 1) 医療救助

ア) 原則として医療救護チームが実施する。

イ) 重症患者等で医療救護チームでは人的、物的の設備または薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院または診療所に移送し治療することができる。

### 2) 助産救助

ア) 医療救護チームによって実施するが、急を用するときは助産師による助産を実施する。

イ) ア) により難しい場合は、産院または一般の医療機関により実施する。

## 第13章 要配慮者への配慮

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 安全確保、 安否確認	第1項 安全確保	●			救助班
	第2項 安否確認	●			
第2節 避難支援		●			救助班
第3節 支援ニーズの把握		●			救助班
第4節 福祉避難所の確保と移送		●			救助班
第5節 支援の実施		●	●	●	救助班
第6節 福祉仮設住宅の供給			●	●	調査班、救助班
第7節 福祉仮設住宅での支援			●	●	救助班
第8節 観光客及び帰宅困難者への支援		●			救助班、広報班
第9節 外国人等への支援		●			救助班、広報班

方 針	市は、関係機関等と協力して、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の保護や避難生活における支援を行う。
-----	---

※要配慮者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

## 第1節 安全確保、安否確認

実施担当	救助班
------	-----

### 第1項 安全確保

救助班は、災害初期の緊急措置として、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

### 第2項 安否確認

救助班は、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、太宰府市避難行動要支援者名簿等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

#### ■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）または市が名簿により直接確認
- 身体障がい者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認

## 第2節 避難支援

実施担当	救助班、総務班
------	---------

救助班は、避難誘導にあたり、太宰府市避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者をはじめ、登録されていない高齢者や障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者も十分考慮する。

また、避難行動要支援者の中でも、特に自らの移動が困難な要介護・要介助の者を優先するなど配慮する。

なお、太宰府市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び情報の共有は、次のように行う。

### 1) 太宰府市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・外部への提供

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする太宰府市避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難支援等関係者のほか、福祉専門職等と協力して、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。

なお、太宰府市避難行動要支援者名簿等の作成・更新・外部への提供は防災安全課が行う。太宰府市避難行動要支援者名簿等の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

#### ア) 避難支援等関係者となる者

市関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域支援団体

#### イ) 掲載する者の範囲

- a) 75歳以上のひとり暮らしの人、または75歳以上のみの世帯
- b) 介護保険の要介護3以上の人
- c) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けているひとり暮らしの人
- d) 療育手帳Aの交付を受けているひとり暮らしの人
- e) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているひとり暮らしの人
- f) その他、必要と認めた人（日中のみひとりの高齢者、難病患者、妊婦、外国人など）

注) 在宅の人を対象としており、施設や病院等に長期に入所・入院されている人は対象にならない。

ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

- a) 氏名、性別、生年月日
- b) 住所（または居所）
- c) 電話番号その他の連絡先
- d) 避難支援等を必要とする理由
- e) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

エ) 名簿の更新に関する事項

- a) 2年に1回更新
- b) 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
- c) 名簿登録者が死亡、市外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- d) 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、避難方法の変更等、避難行動要支援者の避難支援に必要な事項が適切に反映されたものとなるよう、必要に応じて更新に努めるものとする。

オ) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

- a) 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した覚書を交わす措置を講ずる
- b) 名簿を外部に提供する際には、避難行動要支援者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める

カ) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市が策定した「太宰府市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

## 2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、太宰府市避難行動要支援者名簿の登録情報等を活用して、避難行動要支援者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

## 第3節 支援ニーズの把握

実施担当	救助班
------	-----

救助班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

### ■避難所の要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な介護・介助要員の種別、人数</li> <li>○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量</li> </ul>
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏み板等の設置による段差の解消</li> <li>○ 簡易ベッド、マットレス</li> <li>○ パーティション（間仕切り）</li> <li>○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等</li> </ul>
要配慮者 専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少人数部屋への割り当て</li> <li>○ 冷暖房、トイレ等への配慮</li> </ul>
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給</li> <li>○ ホームヘルパー等の派遣、介護</li> </ul>
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣</li> <li>○ ボランティアによる個別情報伝達</li> </ul>

## 第4節 福祉避難所の確保と移送

実施担当	救助班
------	-----

### 1. 福祉避難所の確保

救助班は、必要と認めるときは、福祉避難所に緊急受け入れを要請する。

#### ■福祉避難所の確保

- ・ 総合福祉センター
- ・ 福岡県立太宰府特別支援学校
- ・ 社会福祉法人 同朋会
- ・ 社会福祉法人 梅香福祉会
- ・ 社会福祉法人 宰府福祉会
- 福祉避難エリアとして確保
- ・ とびうめアリーナ（総合体育館）

なお、福祉避難所への入所対象者は、以下のとおりである。

#### ■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る
- なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要配慮者一人あたりの面積の目安としては、2~4 m<sup>2</sup>/人

### 2. 福祉避難所への移送

救助班は、福祉避難所が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送する。

この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

### 3. 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営にあたる。

また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模な災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

## 第5節 支援の実施

実施担当	救助班
------	-----

救助班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など、次のような支援を行う。

#### ■要配慮者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

## 第6節 福祉仮設住宅の供給

実施担当	調査班、救助班
------	---------

調査班は、救助班と連携して、県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

#### ■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

## 第7節 福祉仮設住宅での支援

実施担当	救助班
------	-----

救助班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

### ■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他要配慮者向けサービスの実施

## 第8節 観光客及び帰宅困難者への支援

実施担当	救助班、広報班
------	---------

救助班、広報班は、災害により、公共交通機関が停止した場合に、適切な広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光地や駅周辺等の混乱の防止、観光客や帰宅困難者が安全かつ速やかに移動できるよう支援を行う。

### 1. 観光客及び帰宅困難者への広報

- ア) 混乱を避けるために、むやみに移動を開始しないことを広報する
- イ) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段について広報する

### 2. 交通情報や避難場所等の情報提供

救助班は、駅構内や駅前の滞留者に対し、帰宅可能地域や移動ルート、代替交通手段等の情報、一時滞留場所や避難場所、宿泊場所等の情報を提供する。

なお、避難場所や宿泊場所は、収容能力に限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する。

### 3. 観光客への情報提供の要請

救助班は、市内及び近隣市のホテル、飲食店、旅館業者、旅行業者に対し、必要に応じて、観光客（外国人観光客を含む）への情報提供や、一時収容を要請する。

### 4. 観光客等への支援

観光客等の徒歩による帰宅を支援するため、駅周辺や観光地の店舗や事業者の協力により、観光客等にトイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

なお、平常時に、駅周辺や観光地の店舗、事業所等と、災害時における観光客等支援の協定を結び、店先等に支援場所を示すステッカーを貼り付けるなど、観光客等に分かりやすいようにしておく。

## 第9節 外国人等への支援

実施担当	救助班、広報班
------	---------

救助班は、県、警察、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアの確保に努める。

広報班は、外国人及び関係者に、県が実施する(公財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、防災メール「まもるくん」英語版(Disaster Prevention Info-mail)、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアについて広報する。

※防災メール「まもるくん」英語版 (Disaster Prevention Info-mail)の登録先

<http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/en/>

※総務省消防庁による、地震に関する防災マニュアル(英語版)

[http://www.fdma.go.jp/bousai\\_manual/e/index.html](http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/e/index.html)

# 第14章 給水活動

節	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 給水活動	●	●		上下水道班

方針	市は給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。
----	------------------------------

## 第1節 給水活動

実施担当	上下水道班
------	-------

### 1. 給水需要の調査

上下水道班は、災害により給水機能が停止したときは、給水活動が必要な地域、規模を決定するため、断水地区の範囲、断水地区の人口・世帯数、避難所及び避難者数、給水所の設置場所等の把握を行う。

### 2. 給水活動

給水活動は、以下のように行う。

- ア) 上下水道班は、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- イ) 給水は、原則として、各給水タンクの設置場所において行う。
- ウ) 給水車両の調達・確保が図られた場合は、各避難所での給水も行う。
- エ) 給水の実施にあたっては、広報車等による住民への広報を行う。
- オ) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- カ) 市は、飲料水の確保、給水等の不足が予測されるときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。

■給水タンクの設置状況

容量	数量
1.0 m <sup>3</sup>	4基 (4.0 m <sup>3</sup> )
0.5 m <sup>3</sup>	4基 (2.0 m <sup>3</sup> )
計	8基 (6.0 m <sup>3</sup> )

資料編：5-4 給水保有機器

資料編：5-5 水道施設一覧

3. 給水量等の目安

上下水道班は、給水需要に基づき、次のように給水活動を行う。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

■応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250ℓ/人・日 (被災前給水量)	概ね10m以内	被災前と同水準

4. 救助法に基づく措置

- 1) 災害のため、現に飲料水を得ることができない者を対象とする。
- 2) 支出の内容は以下のとおりとする。
  - ア) 水の購入費
  - イ) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
  - ウ) 薬品及び資材費
- 3) 費用の限度は、福岡県救助法施行細則で定める額とする。
- 4) 期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## ■給水量等の基準

給水の基準	給水量の基準 (1人1日当たり)	備 考
① 救助法を適用した場合で、飲料水の確保が困難なとき	3リットル	飲料水のみ
② 飲料水の確保が困難であるが、搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水 14リットル	(洗面、食器洗い)
③ 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	②＋洗濯用水
④ ③の場合が比較的長期にわたるとき、必要の都度	35リットル	③＋入浴用水

# 第15章 食料の供給

節	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 食料の供給	●	●		救助班、調査班

方針	市は、被災者に対し、米穀等の主要食料の供給を迅速かつ円滑に行う。
----	----------------------------------

## 第1節 食料の供給

実施担当	救助班、調査班
------	---------

### 1. 備蓄食料の供給

災害直後は、市の備蓄食料のほか、住民及び事業所等は、自らの備蓄食料を用いる。  
救助班は、速やかに避難所等へ市の備蓄食料を供給する。

### 2. 食料の確保

#### 1) 需要の把握

救助班、調査班は、避難所等の被災者、災害応急活動従事者等に対して、食料を供給するために必要な量を把握し、総務班へ報告する。

なお、被災者への対応については、食物アレルギーや要配慮者への配慮を行う。

#### 2) 食料の確保

救助班は、備蓄食料が不足する場合は、協定を締結している事業者に発注する。

さらに、不足する場合は、食品販売業者等に発注する。

業者だけでは不足するときは、総務班に要請し、県または県内市町村に対して食料等の供給を要請する。

#### 3) 米穀等の調達

本部長（市長）は、災害の発生に伴い、炊き出し等給食に必要な米穀等の供給を県に要請する。

救助班は、県知事の指示に基づき、米穀等を九州農政局（福岡地域センター）から調達する。

### 3. 食料等の供給

#### 1) 食料等の供給の対象者

食料等の供給の対象者は、災害により自ら食料の調達が困難な者や災害応急活動従事者等とする。

#### ■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（救助法の実費弁償の対象外である）

#### ■救助法による食料の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に収容された者</li> <li>○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼または床上浸水等）により現に炊事ができない者</li> <li>○ 市長が、給与が必要と認めた者</li> </ul>
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊き出しを行うときは、県知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う</li> <li>○ 県知事からの通知に基づき、県知事が指定する者から給与を受ける</li> </ul>

#### 2) 食料の輸送

救助班は、食料の調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

#### 3) 食料の配給

救助班は、避難所にて、避難所の自主運営組織やボランティア等の協力により食料を配給する。配給に際しては、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

また、必要に応じて炊き出しを行う。炊き出しは、地域住民や自主防災組織、ボランティア等の応援協力を得て避難所で行うが、使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。

# 第16章 生活物資の供給

節	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 生活物資の供給	●	●		救助班、教育施設班

方針	市は、災害時において寝具、被服その他生活必需品（以下、「生活物資」という）を速やかに調達し、迅速かつ円滑に供給を実施する。
----	---

## 第1節 生活物資の供給

実施担当	救助班、教育施設班
------	-----------

### 1. 備蓄物資の供給

災害直後は、市の備蓄物資のほか、住民及び事業所等は、自らの備蓄物資を用いる。  
 救助班は、速やかに避難所等へ市の備蓄物資を供給する。  
 また、救助班が供給困難な場合は輸送業者にその搬送を依頼する。

### 2. 生活物資の確保

#### 1) 需要の把握

救助班及び教育施設班は、避難所等の被災者、災害応急活動従事者等に対して、生活物資を供給するために必要な量を把握し、総務班へ報告する。

#### 2) 生活物資の確保

救助班は、備蓄物資が不足する場合は、協定を締結している事業者に発注する。  
 さらに、不足する場合は、製造業者等に発注する。  
 業者だけでは不足するときは、総務班に要請し、県または県内市町村に対して生活物資の供給を要請する。

### 3. 生活物資の供給

#### 1) 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

■供給対象者と品目

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者</li> <li>○ 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者</li> <li>○ 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者</li> <li>○ 災害応急対策活動従事者（救助法の実費弁償の対象外である）</li> </ul>
供給品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）</li> <li>○ 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）</li> <li>○ 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）</li> <li>○ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）</li> <li>○ 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）</li> <li>○ 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）</li> <li>○ 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）</li> <li>○ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯みがき、ティッシュペーパー、バケツ、トイレットペーパー等）</li> <li>○ 生理・衛生用品</li> <li>○ その他</li> </ul>

■救助法による生活必需品の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者</li> <li>○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</li> <li>○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者</li> </ul>
給与品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被服、寝具及び身の回り品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</li> </ul> </li> <li>○ 日用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</li> </ul> </li> <li>○ 炊事用具及び食器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等</li> </ul> </li> <li>○ 光熱材料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチ、プロパンガス等</li> </ul> </li> </ul>
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一括購入し、または備蓄物資から供与する。</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県救助法施行細則で定める額</li> </ul>
給与・貸与期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から10日以内</li> <li>○ 特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長できる。（特別基準）</li> </ul>

2) 生活物資の輸送

救助班は、生活物資の調達業者が輸送困難なときは、生活物資の輸送を輸送業者に要請する。

3) 生活物資の配布

救助班及び教育施設班は、避難所にて、避難所の自主運営組織やボランティア等の協力により生活物資を配布する。

配布に際しては、乳幼児や高齢者等を優先し、女性への配慮を行うとともに、公平な配布に留意する。

## 第17章 災害義援金品の受付・配分

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 義援金品の受付及び配分	第1項 義援金品の受付	●	●	●	救助班、各班
	第2項 義援金品の配分	●	●	●	

方針	大規模災害においては、一般及び企業等から災害義援金品等が寄せられることが考えられる。こうした義援金品について、被災住民の応急生活に資するべく迅速かつ的確な受入・配分体制の確立を図る。
----	---

### 第1節 義援金品の受付及び配分

実施担当	救助班、各班
------	--------

一般及び企業等から寄託された義援金品の受付・配分は、次により行う。

#### 第1項 義援金品の受付

救助班は、義援金品の受付窓口を設置し、募集及び受け付けを行うとともに、管理を行う。

#### 第2項 義援金品の配分

救助班は、義援金品を、自治会長など各種団体等の協力を得て被災者に配分する。

なお、班長が配分計画案を作成し、市対策本部による本部会議において決定する。配分の実施においては、各班から必要な人員を招集し、2人一組編成で分担して行き、被災者受付簿に記載、管理する。

# 第18章 被災者相談

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 被災者相談	第1項 住民等からの問い合わせへの対応	●	●	●	情報収発班、各班

方針	被災地の住民等が抱える様々な相談や問い合わせ等について対応し、住民等の精神的安定を図る。
----	--

## 第1節 被災者相談

実施担当	情報収発班、各班
------	----------

### 第1項 住民等からの問い合わせへの対応

#### 1. 相談窓口の設置

情報収発班及び各班は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

相談窓口においては、女性、高齢者及び障がい者等による相談等に配慮するとともに、相談への対応を迅速に行うため、災害の状況等に応じて、相談窓口には女性を含めて、各班の担当者を置く。

#### 2. 住民等からの問い合わせへの対応

情報収発班及び各班は、災害相談窓口において、行方不明・捜索依頼の受け付け、食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報等の問合せや相談等の情報をもとに、住民等が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努め、可能な限り応急対策に反映させる。

また、各部署の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

■対応事項

- 捜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 被災証明書（り災証明書）の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

## 第19章 住宅対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	仮設住宅の建設等	●			救助班、調査班
第2節	被災住宅の応急修理	●			救助班、建設復旧班、広報班

方針	災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、公営住宅等の空き家住宅を利用するほか、救助法を適用した場合には、一時的には開設された避難所の利用や仮設住宅の建設及び供給並びに被災住宅の応急修理等を実施する。
----	--

### 第1節 仮設住宅の建設等

実施担当	救助班、調査班
------	---------

被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、一時的には公営住宅等の空き家住宅により対応するが、対応しきれない場合には仮設住宅の建設を行う。

#### 1. 需要の把握

救助班は、調査班と連携して、被災家屋の状況及び避難所生活者数等の被害調査の結果から被災者世帯数を把握し、仮設住宅の概数を設定する。

また、被災者相談窓口または避難所等において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

#### 2. 用地の確保

調査班は、あらかじめリストアップした建設候補地から、被災状況を考慮して、仮設住宅の建設が可能な用地を速やかに選定・確保する。

### 3. 仮設住宅の建設

調査班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、仮設住宅の建設を行う。

なお、仮設住宅の建設に係る用地及び資機材等の確保について、市のみでこれを行うことが困難である等、必要な場合は、県に応援を要請する。

#### 1) 建設実施の決定

救助法適用前	○ 仮設住宅の計画、建設は本部長（市長）が行い、事業の内容については救助法の規定に準じて行う。
救助法適用後	○ 救助法が適用されたとき、仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事により救助事務を行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、本部長（市長）が行う。

#### 2) 建設の実施

救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。
供与の期間	○ 入居者に仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

### 4. 福祉仮設住宅の設置

救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、段差解消のためのスロープや生活援助員室の設置等、老人居宅介護等事業などの利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する施設を設置することができる。

調査班は、県と連携して、福祉仮設住宅の設置においては、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者や障がい者等の利用しやすい施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定める。

## 5. 仮設住宅の管理

調査班は、救助法の規定により、県の補助として業務委託契約を締結したうえで、仮設住宅の管理を行う。

救助班は、仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

## 6. 公営住宅等の確保

調査班は、住宅を失った被災者に対し、公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家情報の広報、相談対応に努める。

## 7. 入居者の選定

仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊または流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、調査班は県と協力して入居者を選定する。

なお、要配慮者は、必要に応じて、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

## 第2節 被災住宅の応急修理

実施担当	救助班、建設復旧班、広報班
------	---------------

### 1. 需要の把握

救助班は、被災者相談窓口または避難所等において、住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。

### 2. 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

#### ■救助法の適用による応急修理の対象者

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者</li><li>○ 自らの資力では、住家の修理ができない者</li></ul> |
|--|

### 3. 応急修理の内容

建設復旧班は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、県等と協力して、応急修理が必要な家屋のうち、応急修理を実施する家屋及び実施の優先順位を選定・決定する。

また、応急修理に資する資機材等の確保について、市のみでこれを行うことが困難である等、必要な場合は、県に応援を要請する。

修理期間は、災害発生日から1ヶ月以内とするが、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

### 4. 相談窓口の情報提供

県は、住宅金融支援機構九州支店と連携して相談窓口を設置し、住宅に関する相談等の対応を行う。

広報班は、避難所等の被災者に、相談窓口の設置情報等を提供する。

## 第20章 文教対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 学校教育対策	第1項 事前の措置	●			教育施設班
	第2項 応急教育	●			
	第3項 就学援助に関する措置	●	●		
	第4項 学校給食の応急措置	●	●		
	第5項 災害時における環境衛生の確保	●	●		
第2節 文化財応急対策		●	●		教育施設班

方針	災害等の発生時の児童、生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。
----	---

### 第1節 学校教育対策

実施担当	教育施設班
------	-------

#### 第1項 事前の措置

校長は、気象情報等により災害の発生が予測される場合は、学校行事、会議、出張等を中止するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）と連携して、授業中止や一斉下校等の措置をとり、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、市立学校において授業中止や一斉下校等を決定したときは、必要に応じて県教育委員会（以下「県教委」という）に報告する。

なお、校長は、平常時より、市教委や消防機関、警察署等との連絡網の確立や、PTA等との協議により、緊急時の保護者との連絡方法や登下校時の安全経路、児童・生徒の保護措置等について定めておく。

また、時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知しておく。

## 第2項 応急教育

### 1. 応急教育の実施

市立学校の応急教育は、市教委が計画し実施する。

### 2. 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

#### ■応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。</li> <li>○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科といった科目等を主として指導する。</li> </ul>
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>○ 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>○ 住居、トイレ等の衛生指導</li> <li>○ 入浴等身体の衛生指導</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。</li> <li>○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。</li> </ul>

### 3. 児童・生徒の安全確保

災害発生時における児童・生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

#### 1) 市立学校に対する措置

県教委は、授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、市教委に対して指導助言を行う。

ただし、緊急事態が生じた場合は、県教委は市教委の了解のうえで、報道機関等を利用して、県下の全公立学校の休校措置等適切な措置を講じることもある。

## 2) 校長の措置

### ア) 災害時の体制

- a) 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b) 校長は、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教委と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d) 応急教育計画については、市教委に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

### イ) 災害復旧時の体制

- a) 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、市教委と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c) 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d) 災害の推移を把握し、市教委と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

## 3) 安否確認

教育施設班は、災害が発生したときは、校長を通じて児童・生徒、教職員の安否の確認を行う。

## 4) 被災児童・生徒のメンタルヘルスケア

教育施設班は、校長と連携して、市保健センターや県、児童相談所、教育事務所等の専門機関と連携して、必要に応じて、スクールカウンセラー等の学校への派遣を要請し、被災児童・生徒へのメンタルヘルスケアを行う。

## 4. 施設の応急整備

災害により被害を受けた市立学校の施設・設備について平常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

### 1) 応急復旧工事の実施

市立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、市において応急復旧工事を実施する。

## 2) 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部または一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、市立学校については、市教委は県教委に対し市町村（組合）教委間の調整等の要請を行う。

## 5. 教職員補充措置

災害発生時において教職員（県費負担教職員に限る）に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- 1) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、市教委は速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教委に報告する。
- 2) 県教委は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
  - ア) 条例定数の範囲内においてできうる限りの補充を行う。
  - イ) 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
  - ウ) 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
  - エ) 上記ア)～ウ)の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地公法第22条）の予算措置を講じるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

## 第3項 就学援助に関する措置

市教委は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立小中学校の児童・生徒に対し、県教委の指導及び助言等に基づき、就学援助費の支給に必要な措置等を講ずる。

また、救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

## ■学用品の調達・給与

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の方法	○ 本部長（市長）の指示により、業者から調達する。
費用の限度	○ 被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

## 第4項 学校給食の応急措置

校長は、学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教委に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- ア) 被害があってもできうる限り継続実施するよう努める。
- イ) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- ウ) 避難施設として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- エ) 被災地においては、感染症や食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

## 第5項 災害時における環境衛生の確保

### 1. 事前準備

- ア) 校長は、保健室常備の救急用機材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
- イ) 校長は、学校医へ協力を求め、児童・生徒に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

### 2. 災害時の措置

校長は、災害後の感染症、防疫対策について、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

## 第2節 文化財応急対策

実施担当	教育施設班
------	-------

文化財所有者（管理責任者）は、災害により文化財が被害を受けたときは、被災状況を調査し、その結果を教育施設班に報告する。

市が所有・管理する文化財については、教育施設班がその被害状況を調査し、文化財所有者（管理責任者）から報告されたものとあわせて、市域の文化財の被害状況をまとめて県教委に報告する。

また、教育施設班及び関係機関は、被災文化財の被災拡大を防止するため、県教委の指導・助言等に基づき、応急措置を講ずる。

資料編：5-12 指定文化財一覧

# 第21章 行方不明者の搜索、遺体の処理、埋・火葬

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 行方不明者の搜索	第1項 市の実施措置	●	●		消防本部、警察署、消防団、救助班
	第2項 警察の実施措置	●	●		
第2節 遺体の処理	第1項 市の実施措置	●	●		医師会、警察署、衛生班
	第2項 警察の実施措置	●	●		
第3節 遺体の埋・火葬		●	●		衛生班

方針	災害による行方不明者の搜索や、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期における住民の精神的安定を図る上からも早急に実施する必要があるので、関係機関・団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。
----	---

## 第1節 行方不明者の搜索

実施担当	消防本部、警察署、消防団、救助班
------	------------------

### 第1項 市の実施措置

#### 1. 行方不明者名簿の作成

救助班は、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

- ア) 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- イ) 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- ウ) 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部、消防団にも提供する。

## 2. 捜索活動

消防本部は、警察、消防団等の協力を得て捜索チームを編成し、行方不明者名簿等に基づき、捜索活動を行う。

捜索中に遺体を発見したときは、速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届け出、検視（見分）を受ける。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

## 3. 報告及び要請

県に対して捜索状況の報告を行い、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

## 第2項 警察の実施措置

- 1) 警備活動に付随し、市の行う行方不明者の捜索に協力する。
- 2) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

## 第2節 遺体の処理

実施担当	医師会、警察署、衛生班
------	-------------

### 第1項 市の実施措置

遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。  
検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

- ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- イ) 遺体は、識別票（処理番号、氏名）を作成の上、納棺に貼付する。
- ウ) 行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。
- エ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時日に埋・火葬ができない場合においては、遺体を臨時の安置所（体育センター等）に安置し、葬祭業者から棺を手配し、埋・火葬等の処置をするまで一時保存する。

### 第2項 警察の実施措置

明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けた場合は、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）に基づき、遺体の見分を行う。

遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分終了後、遺族に引き渡す。

遺体の受取人がいないとき、または身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を添えて市長に引き渡す。

## 第3節 遺体の埋・火葬

実施担当	衛生班
------	-----

市は、棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等、現物給付をもって遺体の埋・火葬を行う。なお、埋・火葬にあたっては、次の点に留意する。

- ア) 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- イ) 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、近隣市町村への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。
- ウ) 搬送車両及び棺等の不足を生じるときは県へ支援を要請をする。

### ■筑紫保健福祉環境事務所管内の火葬施設

施設名	所在地	備考
筑慈苑施設組合 筑慈苑	筑紫野市大字山家 3745-1	12基
那珂川市葬祭場 華石苑	那珂川市大字上梶原 529-43	3基

また、遺族等が、遺体の埋葬を行うことが困難なとき、または遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

- ア) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- イ) 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- ウ) 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、救助法による遺体の埋葬等は、以下のとおりである。

### ■救助法に基づく遺体の埋葬等

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の際に死亡した者</li> <li>○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき</li> </ul>
埋葬の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 棺または骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬または納骨等について現物給付をもって実施する</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)</li> </ul>

なお、厚生労働大臣により手続の特例が定められた場合には、厚生労働大臣が定める期間内に指定した地域において死亡した者の遺体について、以下の事項が可能となる。

- ア) 墓地埋葬法第5条2項に規定する市町村長以外の市町村長が埋・火葬の許可ができる。
- イ) 厚生労働大臣が定める墓地または火葬場において遺体の埋・火葬を行うときに限り、埋・火葬の許可を要しない。

## 第22章 水防活動

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 水防活動	第1項 実施内容	●			県、消防本部、総務班、建設復旧班

方針	洪水等により水害が発生し、または発生するおそれがある場合は、水防法に基づく水防管理団体としてこれを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動に努める。
----	--

### 第1節 実施内容

実施担当	県、消防本部、総務班、建設復旧班
------	------------------

水防活動に関しては、「太宰府市水防計画書」に基づいて実施する。

## 第23章 消防活動

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 消防活動の体制	第1項 消防団の活動	●			消防本部、消防団、総務班
	第2項 消防広域応援要請	●			
	第3項 住民及び自治会等の役割	●			
	第4項 事業所の活動	●			
第2節 出火防止措置及び消防活動等	第1項 効率的な消防活動の実施	●			消防本部、消防団、総務班
	第2項 救急救助活動	●			
	第3項 相互応援協定に基づく応援	●			
第3節 状況別消防活動の実施	第1項 危険区域の消防活動	●			消防本部、消防団、総務班
	第2項 異常時の消防活動	●			
	第3項 特殊火災消防活動	●			

方針	現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、災害等の防除活動は市がその責任において行うものであるが、大災害等で必要ある場合、または市より要請のある場合は、県は必要な措置を補完する。
----	--

### 第1節 消防活動の体制

実施担当	消防本部、消防団、総務班
------	--------------

#### 第1項 消防団の活動

消防団長は、消防本部と連携し、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。また、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

消防団は、次の点に留意して消火活動を行う。

#### ■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立ち入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

また、消防団は、災害時には次のような活動を行う。

#### ■消防団の活動内容

出火防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じて地域住民に対し、出火防止の広報を行う。</li> <li>○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。</li> </ul>
消火・救急救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。</li> <li>○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難勧告・指示がなされたときは、地域住民に伝達するとともに、救助班や自治会長等と協力して避難誘導を行う。</li> </ul>

## 第2項 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、隣接市町等消防相互応援協定及び「福岡県消防相互応援協定」に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

消防本部及び消防団は、消防広域応援を要請した場合には、応援隊の受け入れと現場への案内等の活動支援を行う。

## 第3項 住民及び自治会等の役割

住民及び自治会等は、災害発生後に火災が発生した場合、初期段階においては、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防本部へ通報する。

また、消防本部や消防団が到着した場合は、その指示に従う。

## 第4項 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、消防本部への通報を行うとともに、自衛の消防組織等による初期消火、延焼防止活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるとき等、必要に応じて従業員、顧客等の避難、周辺住民に対する必要な情報の伝達、立ち入り禁止措置等を実施する。

### 第2節 出火防止措置及び消防活動等

実施担当	消防本部、消防団、総務班
------	--------------

火災による被害を軽減するため、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

#### 第1項 効率的な消防活動の実施

災害時の火災は消防車等の通行障害等が発生する可能性があることから、消防活動は消防力の重点投入地区を選定し、延焼阻止線を設定する等、消防力の効率的運用を図る。

#### 第2項 救急救助活動

災害時においては、多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

#### 第3項 相互応援協定に基づく応援

市は、相互応援協定に基づく被災市町村からの要請に応じて、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第3節 状況別消防活動の実施

実施担当	消防本部、消防団、総務班
------	--------------

### 第1項 危険区域の消防活動

木造建物や危険物施設等の密集地域は、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上での悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防ぎよ部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。

### 第2項 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防ぎよ活動が極めて困難になることを考慮し、火勢の状況を把握することに努める。主流に対して側面から防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止活動を行う。

また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備部隊を編成して待機させておく。

同時多発火災や続発火災の発生のおそれがある場合には、応援部隊の出動態勢を準備する。

### 第3項 特殊火災消防活動

危険物による火災に際しては、発火性、引火性または爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して注水消火を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

## 第24章 災害警備

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	防犯活動への協力	●	●		消防団、自主防災組織 総務班、各班

方針	自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察や消防機関等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。
----	---

### 第1節 防犯活動への協力

実施担当	消防団、自主防災組織、総務班、各班
------	-------------------

#### 1. 巡回パトロール

消防団、自主防災組織は、警察署と連携し、災害に乗じた犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

#### 2. 防犯活動への協力要請等

総務班は、筑紫地区防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

各班は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

## 第25章 交通対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 交通対策の実施	第1項 道路交通情報の収集	●	●	●	総務班、建設復旧班 県、警察署 九州旅客鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社
	第2項 交通規制	●	●	●	
	第3項 交通施設の応急対策	●	●	●	
	第4項 相互の連携・協力	●	●	●	

方針	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者及び鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うための措置を行う。
----	---

### 第1節 交通対策の実施

実施担当	総務班、建設復旧班、県、警察署、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社
------	--------------------------------------

#### 第1項 道路交通情報の収集

総務班及び建設復旧班は、警察署、道路管理者と連携し、主要道路や橋梁等の巡視による被害状況の早期把握に努めるとともに、交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）、特に危険と認められた道路及び橋梁の位置、復旧の見通し等について関係各班に伝達する。

#### 第2項 交通規制

警察署は、災害応急対策上重要な路線等について、交通規制を実施する。

道路管理者は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

建設復旧班は、市管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、または緊急輸送のため必要なときは、通行の禁止・制限等の措置をとる。

なお、通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じるとともに、必要がある場合は、適切な迂回路の明示及び広報を行い、一般の交通に支障のないように努める。

ア) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置

イ) 迂回路の指定等、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに、必要な事項を周知させる措置

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	策基本法 第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 または第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	基本法 第76条の3
自衛官及び 消防吏員	○ 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。	道路法（昭和27年法律 第180号）第46条

### 第3項 交通施設の応急対策

道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁等について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

建設復旧班は、災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる市管理道路の確保に努めるとともに、被災道路や橋梁等の応急措置を行う。

#### 1) 被災状況の把握

建設復旧班は、災害の発生が予測されるときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用の被災状況を把握する。

なお、道路占有の上下水道、電気、ガス等のライフラインの被害を確認した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、必要な措置を求める。

#### 2) 道路上の障害物の除去

建設復旧班は、路肩の崩壊、崖崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、土木・建設組合等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には看板や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

#### 3) 災害時における緊急通行車両の通行の確保

道路管理者は、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動の命令を行い、運転者等が不在、或いは移動の命令に従わない場合は、自ら車両を移動する。

#### 4) 道路・橋梁の復旧対策

建設復旧班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理、検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、総務班に報告するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### 第4項 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携・協力し、的確・円滑な災害応急対策を実施する。

- ア) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- イ) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請を行う。
- ウ) 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- エ) 九州旅客鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社は、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての連絡・通報を行う。

## 第26章 緊急輸送

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	緊急輸送道路の確保	●			建設復旧班
第2節	輸送対象	●	●		総務班、救助班
第3節	緊急輸送等に係る措置	●	●		総務班、救助班
第4節 市有車両の運用体制	第1項 緊急通行車両の申請	●			警察署、総務班、調査班、各班
	第2項 緊急通行車両の使用	●	●		
	第3項 緊急輸送の実施	●	●		
第5節 救助法に基づく措置	第1項 輸送の範囲	●	●		総務班
	第2項 輸送の期間	●	●		

方針	<p>県、市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するための緊急輸送体制を確保する。</p>
----	---

### 第1節 緊急輸送道路の確保

実施担当	建設復旧班
------	-------

#### 1. 緊急輸送道路の確保

建設復旧班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

#### 2. 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

## ■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	九州自動車道、国道3号
緊急輸送道路（2次）	筑紫野古賀線

## 第2節 輸送対象

実施担当	総務班、救助班
------	---------

### 1. 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

### 2. 第2段階

- ア) 上記1（第1段階）の続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### 3. 第3段階

- ア) 上記2（第2段階）の続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

### 第3節 緊急輸送等に係る措置

実施担当	総務班、救助班
------	---------

総務班及び救助班は、迅速かつ確実に人員及び物資等の輸送手段を確保するため、輸送関係機関等に緊急輸送を要請する。

輸送車両等が不足する場合、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。

それでもなお、必要な輸送車両等の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- ア) 輸送区間及び借上げ期間
- イ) 輸送人員、物資の品名、輸送量
- ウ) 車両等の種類及び台数
- エ) 集結場所及び日時
- オ) その他必要な事項

## 第4節 市有車両の運用体制

実施担当	警察署、総務班、調査班、各班
------	----------------

各班は、災害時には速やかに配車体制をとり、その結果を速やかに班長に報告する。

各班は、それぞれ所管する車両等を運用するが、必要に応じて、調査班が集中管理して運用する。

また、公安委員会が基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の利用者は申請手続を行い、県知事または県公安委員会から基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

### 第1項 緊急通行車両の申請

総務班は、災害対策に使用する車両について、県または公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県または公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

#### 1. 県

- ア) 総務部防災危機管理局
- イ) 福岡農林事務所

#### 2. 県公安委員会

- ア) 県警察本部（交通部交通規制課）
- イ) 筑紫野警察署（交通課）

### 第2項 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

## 第3項 緊急輸送の実施

### 1. 車両・燃料の確保

#### 1) 市有車両の確保・配車

調査班は、市有車両その他の車両のうち、緊急車両に使用する車両を選定し、各班からの配車要請に基づき配車を行う。

#### 2) 車両の確保

調査班は、市有車両では不足する場合または市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

#### 3) 燃料の確保

調査班は、市有車両、応援車両等に必要な燃料を調達する

### 2. その他の輸送手段の確保

#### 1) 鉄道による輸送

総務班は、自動車による輸送が不可能な場合または広域輸送が必要な場合は、九州旅客鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社に、鉄道による輸送を要請する。

#### 2) 航空輸送

総務班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

#### ■輸送力の確保要領

種 別		確保時の状況	依頼先等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	調査班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	福岡陸運支局
鉄 道	J R 九州 西 鉄	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株) 西日本鉄道(株)
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	県知事または自衛隊

## 第5節 救助法に基づく措置

実施担当	総務班
------	-----

### 第1項 輸送の範囲

- 被災者の避難
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 飲料水の給水
- 救済用物資
- 遺体の搜索
- 遺体の処理（埋・火葬を除く）

### 第2項 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。

ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

## 第27章 防疫、保健衛生対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 防疫対策	第1項 被災地の防疫活動	●			衛生班
	第2項 防疫チームの編成	●			
	第3項 防疫用薬剤・資機材の確保	●			
	第4項 作業の実施	●			
	第5項 家畜の防疫	●			
第2節 保健衛生対策	第1項 健康・栄養相談の実施	●	●	●	救助班、衛生班
	第2項 食品衛生監視指導	●	●	●	
	第3項 被災地における家庭動物の保護等	●			

方針	<p>市は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び関係機関と緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を行う。</p> <p>被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握を行い、指導や相談に対応する。</p>
----	---

### 第1節 防疫対策

実施担当	衛生班
------	-----

#### 第1項 被災地の防疫活動

衛生班は、筑紫保健福祉環境事務所の指導または指示により、消毒の施行やねずみ族、昆虫の駆除等の防疫活動を行う。

## 第2項 防疫チームの編成

衛生班は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。  
人員が不足するときは、県に応援要請を行う。

### ■防疫チームの編成

名 称	編成機関	1チームの構成人員
防疫チーム	衛生班	衛生技術者（班長）1名，作業員2～3名，事務1名

### ■防疫チームによる災害防疫業務

- 感染症予防対策に関する広報活動の強化
- 消毒の施行
- ねずみ族、昆虫の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

## 第3項 防疫用薬剤・資機材の確保

防疫チームは、災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。

不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

## 第4項 作業の実施

防疫チームは、災害により感染症が発生し、または発生のおそれがある地域において、筑紫保健福祉環境事務所の指導または指示のもと、消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

## 第5項 家畜の防疫

衛生班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

## 第2節 保健衛生対策

実施担当	救助班、衛生班
------	---------

### 第1項 健康・栄養相談の実施

救助班は、保健師や栄養士等による、巡回健康・栄養相談及び家庭訪問を行う。

- ア) 要配慮者に対する保健指導、栄養指導
- イ) 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談、栄養相談・指導
- ウ) 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- エ) 仮設住宅等の被災者等に対する健康・生活改善指導、栄養相談・指導
- オ) メンタルケアの実施

### 第2項 食品衛生監視指導

県は、被災地域における食品衛生監視指導を実施するため、保健福祉環境事務所の食品衛生監視員等による食品衛生監視機動班を編成し、被災地域に派遣する。

衛生班は、食品衛生監視機動班に協力する。

なお、食品衛生監視機動班は、次のような監視指導等を行う。

- ア) 避難所、被災住民への食事提供施設に対する食品衛生指導及び啓発
- イ) 営業施設の監視指導
- ウ) 被災住民に対する食品衛生指導及び啓発

### 第3項 被災地における家庭動物の保護等

衛生班は、筑紫保健福祉環境事務所と連携し、被災地において負傷した家庭動物の保護、家庭動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等の関係団体や民間団体の動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、家庭動物の保護等を行う。

また、飼い主とともに避難した家庭動物の飼育については、県と協力して避難所や仮設住宅における適正な飼育について指導等を行うとともに、動物関連用品の確保など、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

家庭動物への対応は、次のとおりとする。

- ア) 負傷した家庭動物の収容・治療・保管
- イ) 飼い主不明の家庭動物の収容・保管
- ウ) 飼養困難な家庭動物の一時保管
- エ) 家庭動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供  
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)
- オ) 家庭動物に関する相談の実施等

なお、放浪動物（飼い主とはぐれたり自宅に残されたペット等）への対応については、県の現地動物救護本部や筑紫保健福祉環境事務所等と連携して保護・収容する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

## 第28章 清掃対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 ごみ、し尿、がれき等の処理	第1項 ごみ処理	●	●		衛生班、建設復旧班
	第2項 し尿処理	●	●		
	第3項 がれきの処理	●	●	●	
	第4項 障害物の除去	●			
	第5項 死亡獣畜の処理	●			

方針	災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ、し尿、がれき等を適正に処理する。
----	---

### 第1節 ごみ、し尿、がれき等の処理

実施担当	衛生班、建設復旧班
------	-----------

#### 第1項 ごみ処理

衛生班は、円滑かつ適正にごみ処理を行う。

- 1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- 2) ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- 3) 収集したごみは、焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- 4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、がれきの仮置場と調整を図る。  
仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮する。
- 6) 住民等に、ごみ処理について広報を行い、ごみ処理の円滑な推進を図る。
  - ア) ごみの収集処理方針の周知
  - イ) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

ウ) ごみの分別への協力要請

■処理施設

施設名	設置者	構成市町村	形式	処理能力	処理内容
クリーン・エネ・パーク南部	福岡都市圏南部環境事業組合	太宰府市 大野城市 春日市 那珂川市 福岡市	全連続	510 t / 日	可燃ごみ
太宰府市環境美化センター	太宰府市	太宰府市	—	21 t / 日	不燃・粗大ごみ

■ごみ処理量の目安 (1戸当たり)

・全壊 (流出) 1 トン	・半壊 0.5 トン	・床上浸水 0.2 トン
---------------	------------	--------------

第2項 し尿処理

1. し尿の処理

衛生班は、円滑かつ適正にし尿処理を行う。

- 1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- 2) し尿の収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- 3) 収集したし尿は、原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
- 4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 5) 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 6) 激甚な被害のため、し尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等呼びかける。

■処理施設

施設名	設置者	竣工	形式	処理能力
両筑苑	両筑衛生施設組合	S 57年3月	標脱	300k1 / 日

■し尿処理量の算出基準

$\text{要総処理量 (キロリットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \times \text{戸数} \times 75 \text{ リットル}$
---

## 2. 仮設トイレの設置

被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。

仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

なお、仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、県や他市町村に要請する。

## 第3項 がれきの処理

### 1. がれきの処理

損壊家屋等の多量のがれき（建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや、道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、建設復旧班が連携して収集・処理を行う。

なお、市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

### 2. 処理の方法

がれきの処理は、次のように行う。

- 1) 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 2) がれきの見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。
- 3) 短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- 4) 原則として発生場所でがれきの分別を行い、可能な限りリサイクルに努め、仮置場へ搬入する。
- 5) 仮置場では消毒を行う。
- 6) 木くずは、焼却処分とする。
- 7) コンクリート等は、選別して再生処理業者または最終処分場に運搬し、処理する。
- 8) 住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。
  - ア) がれきの収集処理方針の周知
  - イ) がれきの分別への協力要請
  - ウ) 仮置場の周知
  - エ) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

なお、がれきの処理量については、環境省による算定例を参考に、被害家屋数より算定する。

#### ■水害廃棄物の処理量等算定例（水害廃棄物対策指針・H17 環境省）

- 水害廃棄物発生量の算定
  - 概算：全被害家屋1棟あたり2トン
  - 参考1：水害廃棄物量＝ $(3.79 \times \text{床上浸水家屋数}) + (0.08 \times \text{床下浸水家屋数})$
  - 参考2：水害廃棄物量＝ $16.1a + 1.20b + 1.37c - 0.015d$ 
    - a：床上浸水家屋数（0～49cm）
    - b：床上浸水家屋数（50～99cm）
    - c：床上浸水家屋数（100cm～）
    - d：床下浸水家屋数
- 一次仮置き場面積＝ $5.8 \text{ m}^2/\text{棟}$
- 二次仮置き場面積＝ $3.5 \text{ m}^2/\text{トン}$ （水害廃棄物1トンあたり）

### 3. 廃棄物処理に係る特例

大規模災害の発生により、甚大な建物被害に伴うがれき等の廃棄物が大量に発生し、環境大臣が廃棄物処理特例地域として指定した場合、廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の処理を行うことができる。

本部長（市長）は、当該廃棄物処理業者が、特例基準に適合しない廃棄物の処理を行った場合には、廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

## 第4項 障害物の除去

### 1. 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ) 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

## 2. 住家に係る障害物の除去

建設復旧班は、住家またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

なお、救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて市が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

### ■救助法による障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊または床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

## 3. 河川関係の障害物の除去

建設復旧班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。

なお、市管理以外の河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

## 4. 資器材、人員の確保

建設復旧班は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

それでもなお困難な場合は、県に応援・協力を要請する。

## 5. 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、次の点に留意しつつ速やかに選定を行う。

- ア) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- イ) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- ウ) 盗難の危険のない場所を選定する。
- エ) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

## 第5項 死亡獣畜の処理

衛生班は、筑紫保健福祉環境事務所の指示に従い、原則として化製場また死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没または焼却等の方法で処理する。

## 第29章 ライフライン施設の応急対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	一般通信施設災害応急対策	●	●		通信事業者
第2節	放送施設災害応急対策	●	●		放送事業者
第3節	電気施設災害応急対策	●	●		九州電力送配電株式会社
第4節	ガス施設災害応急対策	●	●		筑紫ガス株式会社
第5節	上水道施設災害応急対策	●	●		上下水道班
第6節	下水道施設災害応急対策	●	●		上下水道班

方針	災害時において、各ライフライン事業者は、当該施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、ライフライン施設等の機能確保を図る。
----	---

### 第1節 一般通信施設災害応急対策

通信事業者が、防災業務計画に基づき応急対策等を実施する。

### 第2節 放送施設災害応急対策

放送事業者が、防災業務計画に基づき応急対策等を実施する。

### 第3節 電気施設災害応急対策

九州電力送配電株式会社が、防災業務計画に基づき応急対策等を実施する。

### 第4節 ガス施設災害応急対策

筑紫ガス株式会社が、防災業務計画に基づき応急対策等を実施する。

## 第5節 上水道施設災害応急対策

実施担当	上下水道班
------	-------

上下水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

### 1. 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

### 2. 浄水施設

- 1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

### 3. 送配水ポンプ施設

ポンプ施設には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により、施設や機器の運転措置を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

### 4. 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

## 第6節 下水道施設災害応急対策

実施担当	上下水道班
------	-------

上下水道班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

### 1. 管 渠

- 1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- 2) 工事施工中の箇所については、請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指導・監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・確保し、応急対策に当てる。

### 2. ポンプ施設

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプの運転を行い、機能停止による排水不能事態が起こらないようにする。

## 第30章 交通施設の応急対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節	道路施設	●	●		建設復旧班
第2節	鉄道施設	●	●		鉄道事業者

方針	交通施設は、災害時等において緊急通行車両の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。
----	---

### 第1節 道路施設

実施担当	建設復旧班
------	-------

道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、各所管の道路、橋りょう等について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

建設復旧班は、速やかに市管理道路の応急復旧対策を行う。

- 1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 4) 上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

- 5) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、緊急輸送道路から優先的に応急復旧を実施する。

また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

## 第2節 鉄道施設

実施担当	鉄道事業者
------	-------

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（九州支社）及び西日本鉄道株式会社は、災害が発生または発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、各事業所における防災業務計画に基づき、応急復旧対策を実施する。

## 第31章 二次災害の防止

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 豪雨等に伴う土砂災害の防止	第1項 市及び関係機関相互の情報連絡	●			建設復旧班、総務班、救助班
	第2項 二次災害の防止活動	●			
	第3項 警戒体制の確立	●			
	第4項 災害発生時の報告	●			
	第5項 救助活動	●			
第2節 高層建築物等の応急対策	第1項 消防活動体制	●			消防本部、消防団 筑紫ガス株式会社
	第2項 消防活動の措置と対策	●			

方針	各種災害に伴う二次災害の防止・軽減化を図るため、市は関係機関と協力し、各種応急対策を実施する。
----	---

### 第1節 豪雨等に伴う土砂災害の防止

実施担当	建設復旧班、総務班、救助班
------	---------------

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう可能性が高いということを認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

#### 第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

##### 1. 災害原因情報の収集・伝達経路

建設復旧班、総務班及び関係機関は、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、大雨に関する特別警報や警報、注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

## 2. 前兆現象（異常現象）の把握

建設復旧班及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

## 3. 降雨状況の把握

建設復旧班及び関係機関は、各危険地域のパトロールを実施する。

## 第2項 二次災害の防止活動

建設復旧班は、豪雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検は専門技術者や福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度<sup>\*</sup>等を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

※アドバイザー制度：(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

## 第3項 警戒体制の確立

建設復旧班は、第7章「気象情報等の収集伝達」に示した雨量の目安（基準）に基づき、速やかに警戒体制を確立する。

## 第4項 災害発生時の報告

建設復旧班は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（所管事務所及び砂防課）に報告を行う。

また、第8章「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

## 第5項 救助活動

救助班は、建設復旧班や衛生班と連携し、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

主な実施措置は次のとおりである。

- ア) 被害者の救出
- イ) 倒壊家屋の除去
- ウ) 流出土砂・岩石の除去
- エ) 救助資機材の調達
- オ) 関係機関の応援体制

また、警察その他関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助活動を実施するとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等、所要の措置をとる。

なお、市等では対応できない場合は、県に応援を要請する。

## 第2節 高層建築物等の応急対策

実施担当	消防本部、消防団、筑紫ガス株式会社
------	-------------------

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた警防体制の整備を図るとともに、各種応急対策を実施する。

### 第1項 消防活動体制

高層建築物等に係る災害が発生した場合は、おおむね次のとおり消防活動体制を確立する。

- ア) 出場基準の決定
- イ) 指揮本部の設定
- ウ) 危険度の判定
- エ) 関係機関との通報、連携体制の確立

### 第2項 消防活動の措置と対策

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に留意し、それぞれ必要な措置または対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### 1. ガス漏れ事故

##### 1) 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

##### 2) ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。

- ア) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- イ) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- ウ) 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮へいにするるとともに、できる限りの低姿勢で進入する。

エ) 火花を発生する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。

なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

### 3) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、筑紫ガス株式会社等が行う。

ただし、消防隊が筑紫ガス株式会社等に先行して災害現場に到着し、筑紫ガス株式会社の到着が相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、直ちに、その旨を筑紫ガス株式会社等に連絡する。

### 4) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ、筑紫ガス株式会社等が行う。

## 2. 火災等

### 1) 人命救助

人命救助は、最優先で行うが、特に次の事項に留意する。

ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期

イ) 活動時における出場小隊の任務分担

ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

### 2) 消 火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

ア) 高層建築物等の消防用設備の活用

イ) 活動時における出場小隊の任務分担

ウ) 浸水、水損防止対策

エ) 排煙、進入時等における資機材対

